

**第8期高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)**

留萌市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の策定体制	5
第5節 地域包括ケアシステムの姿	6
第6節 制度改正の概要	8
第7節 日常生活圏域の設定	10
第2章 高齢者を取り巻く現状	11
第1節 高齢者の現状	12
第2節 介護保険事業の現状	16
第3章 高齢者の将来推計	22
第1節 人口の将来推計	23
第4章 地域課題と地域のニーズ	26
第1節 高齢者の実態調査	27
第2節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要	28
第3節 在宅介護実態調査結果概要	32
第5章 高齢者施策の将来ビジョン	39
第1節 計画の基本理念	40
第2節 施策の体系	41

第6章 高齢者福祉施策の推進	42
第1節 高齢者の介護予防（健康づくり）の支援	43
第2節 生きがいづくりと社会参加の推進	47
第3節 自立生活への支援の充実	50
第4節 医療・介護連携の推進	57
第5節 認知症本人とその家族のサポート体制の整備	59
第6節 高齢者の尊厳の確保と権利擁護	62
第7節 介護保険施設等の整備や住まいの充実	64
第8節 福祉・介護人材の確保と育成	66
第7章 介護保険制度運営の適正化	67
第1節 介護給付適正化事業の推進	68
第2節 介護給付適正化事業	69
第8章 介護保険事業の推進	71
第1節 介護保険事業の見込み	72
第2節 サービス供給量の推計	73
第9章 介護保険事業の運営	88
第1節 第1号被保険者保険料について	89
第10章 計画の推進に向けて	93
第1節 計画の推進方策	94
第2節 計画の進行管理	95

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

留萌市では、平成27年3月に「第6期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「住み慣れた地域で、共に支えあいながら、生き生きと笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、平成30年3月に策定の「第7期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においてもその基本理念を引き継ぐとともに、介護や療養が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、あらゆる主体が参画・協働し、医療、介護、予防、生活支援、高齢者の住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築と深化・推進の取り組みを進めてきました。

また、令和元年5月に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」や、令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」における介護保険法の改正により、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、さらなる具体的な取り組みの推進が求められています。

令和2年度版高齢者白書によると、日本の65歳以上の高齢者人口は、令和元（2019）年10月1日現在で3,589万人となり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

総人口が減少する中で高齢者が増加することにより、令和元（2019）年には28.4%であった総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は上昇を続け、令和18（2036）年には33.3%となり、国民の3人に1人が高齢者となると推計されており、医療や介護ニーズが増大する中で、現在の介護保険サービス水準を維持した場合、介護保険料、介護給付費は共に上昇していくことが予測されています。

本計画は、団塊の世代が後期高齢期に入る令和7（2025）年を見据え、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、介護保険制度改革に伴い定められた国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、第6期計画から続く「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを行うことを目的として策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき定められる市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき定められる市町村介護保険事業計画について、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定により、一体の計画として策定するものであり、高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

また、本計画は「第6次留萌市総合計画」に基づいて策定するものであり、本市の高齢者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めるもので、「留萌市地域福祉計画」の部門別計画としても位置付けられています。

○ 高齢者保健医療福祉計画

高齢者保健医療福祉計画は、65歳以上を対象とした保健事業、そのほかの高齢者支援にかかわる事業を網羅したものです。

○ 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度～令和5年度までの3年間とします。

なお、計画の最終年度である令和5年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

また、団塊の世代が後期高齢期に入る令和7（2025）年、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けての推計を行うこととしています。



第4節 計画の策定体制

1 計画の策定

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業及び介護保険事業の担当部門である介護支援課・地域包括支援センターを中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、高齢者や事業者等に対する実態調査等を実施しました。

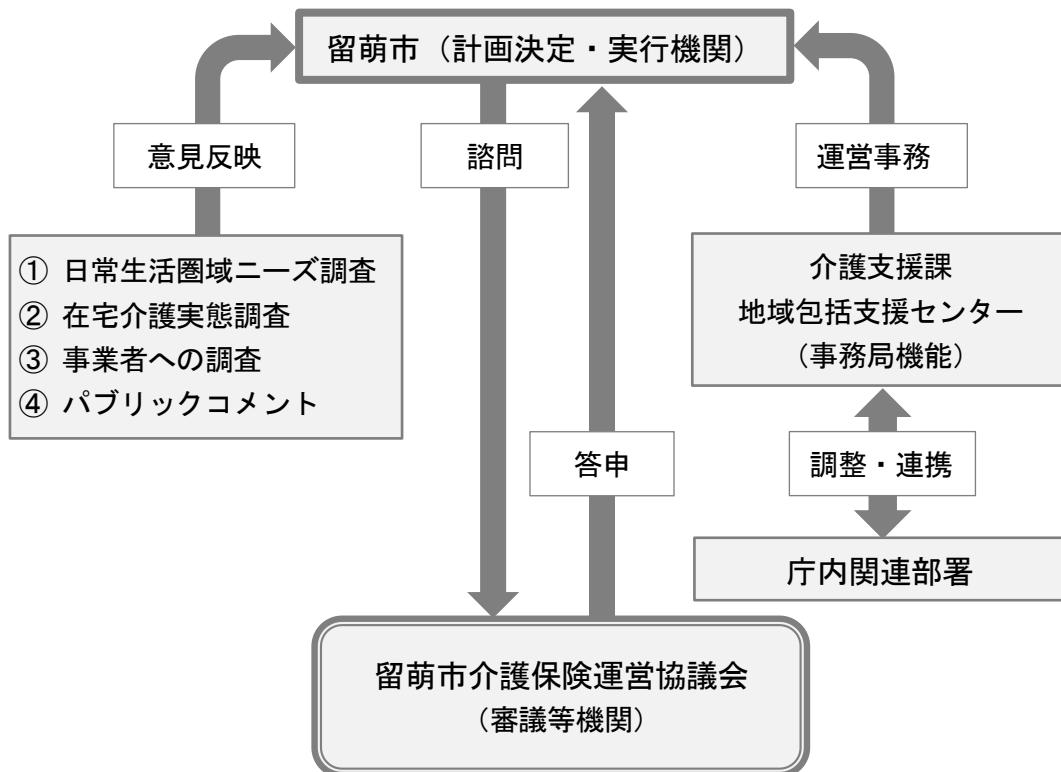
さらに、市民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による介護保険運営協議会による計画内容の審議を行いました。

2 計画策定の体制

本市は、各種アンケートやパブリックコメントにより市民や関係者等の意見を聴きながら計画を策定（改定）し、留萌市介護保険運営協議会の意見を踏まえて計画を決定します。

留萌市介護保険運営協議会は、市の諮問を受けて計画の審議を行います。

介護支援課は、運営事務のほか府内関連部署との調整や連携等を行います。



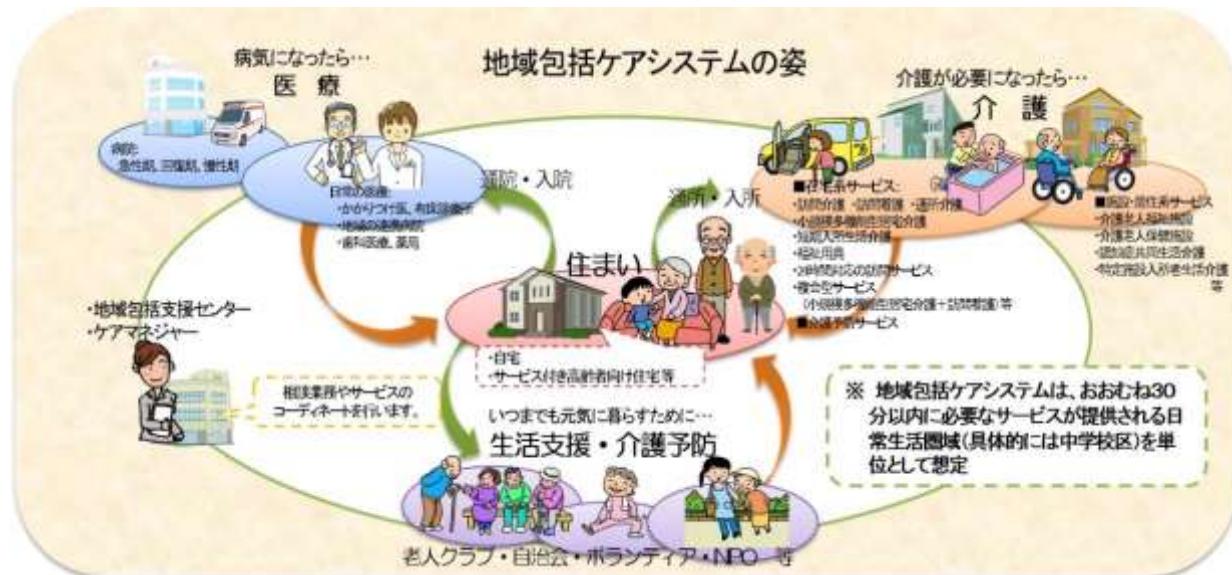
第5節 地域包括ケアシステムの姿

1 地域包括ケアシステム

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を分析して、高齢者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態又は要支援状態になることを未然に防ぐ予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するための取り組みを進めが必要となります。

自立支援・介護予防に関する普及・啓発、地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実態や状況に応じて様々な取り組みを推進していきます。特に、高齢化に伴い増加する疾患（ロコモティブシンドローム、フレイルなど）等の対策は、機能回復訓練だけではなく、生活機能全体の向上にも寄与するものであり、活動的で生きがいを持てる地域づくりにつながるものです。

高齢者の自立支援に資する取り組みを推進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指していきます。



2 地域共生社会の推進

地域福祉を推進していくため、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者により把握し、関係機関との連携等による解決を図っていくよう、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

3 医療計画等との整合性の確保

平成30年度以降、市町村が策定する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、同時期に北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画」及び「北海道医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）」の作成・見直しのサイクルが一致することとなりました。

病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、計画の整合性を図っていきます。

北海道の地域医療構想（医療法第30条の4第2項第7号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。）も踏まえつつ、必要な事項についての協議を行いながら、より緊密に連携を図り、計画の整合性を確保することとします。

○ 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、個々の状況や変化に応じて、介護保険サービスを中心に、医療をはじめ地域資源を活用したサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアが求められています。

地域や関係機関などと連携して、地域のネットワーク構築を図るとともに、保健・医療・福祉・介護などの様々なサービスが継続的・包括的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

第8期計画期間中においても認知症施策の推進を第1の柱とし、医療介護連携の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備、高齢者の住まいの安定的な確保を目指します。

地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的として平成18年4月に設置されています。

地域包括支援センターの機能を発揮できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を配置し、地域包括ケアシステムを支える中核機関として、事業を実施しています。

第6節 制度改正の概要

1 介護保険制度改正の主な経過

平成 12 年 4 月 介護保険法施行	
第 1 期（平成 12 年度～）	○ 介護保険制度開始
第 2 期（平成 15 年度～）	
平成 17 年改正（平成 18 年 4 月施行）	
第 3 期（平成 18 年度～）	○ 介護予防の重視 ○ 施設給付の見直し ○ 地域密着型サービスの創設
平成 20 年改正（平成 21 年 5 月施行）	
第 4 期（平成 21 年度～）	○ 介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備、休止・廃止の事前届け出制導入 等
平成 23 年改正（平成 24 年 4 月施行）	
第 5 期（平成 24 年度～）	○ 地域包括ケアの推進
平成 26 年改正（平成 27 年 4 月～施行）	
第 6 期（平成 27 年度～）	○ 地域包括ケアシステムの構築 (地域支援事業の充実、予防給付の地域支援事業への移行、特別養護老人ホーム新規入所者を原則要介護 3 以上に限定) ○ 費用負担の公平化（高額所得者の利用者負担 2 割）
平成 29 年改正（平成 30 年 4 月～施行）	
第 7 期（平成 30 年度～）	○ 地域包括ケアシステムの深化・推進 (保険者機能の強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進) ○ 介護保険制度の持続可能性の確保 (利用者負担見直し、介護納付金への総報酬割の導入、福祉用具貸与における上限額の設定)
令和 2 年改正（令和 3 年 4 月～施行）	
第 8 期（令和 3 年度～）	○ 地域包括ケアシステムの推進 (地域特性等に応じた介護サービス基盤整備、質の高いケアマネジメントに向けた環境整備) ○ 介護予防・地域づくりの推進（健康寿命の延伸） (認知症施策推進大綱等を踏まえた「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進) ○ 介護現場の革新（人材確保、生産性の向上）

2 制度改正・基本指針のポイント

第8期の介護保険制度改革では、「地域共生社会の実現と2040年への備え」を目指し「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」を改革の3つの柱としています。3つの柱は相互に重なり合い、また関わり合うものと位置づけられ、3つの柱を下支えする改革として「保険者機能の強化」や「データ利活用のためのICT基盤整備」を行い、全体を支えるために「制度の持続可能性の確保のための見直し」を行うこととしています。また、国は様々な動向を反映し、第8期の事業計画策定に際し、以下のことを基本指針のポイントとしてあげています。

基本指針のポイント
■ポイント1 <2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備> <p>2025年、2040年に向け、介護ニーズの高い85歳以上が急増することが見込まれる中、介護サービス利用者数等を推計し、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。</p> <p>また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれ、現役世代の減少により、地域の介護を支える人的基盤の確保が重要となります。</p>
■ポイント2 <地域共生社会の実現> <p>地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策等の見直しが行われました。</p> <p>制度に基づく、地域包括ケアシステムの推進や地域づくりに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。</p>
■ポイント3 <介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）> <p>自立支援、介護予防・重度化防止に関する取り組みの中に、就労的活動を通じた社会貢献の場を提供するよう努めます。在宅医療・介護連携を推進するにあたり、看取りや認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の体制の整備を図ります。</p>
■ポイント4 <有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る道・市間の情報連携の強化> <p>有料老人ホーム等が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、基盤整備の見込みを適切に定めるため、道と連携して設置状況等必要な情報を積極的に把握するよう努めます。</p>
■ポイント5 <認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進> <p>認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人を地域で支えるために必要な医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、各取り組みの具体的な計画を定めるよう努めます。</p>
■ポイント6 <地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化> <p>介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場の人手不足対策を進めるため、地域医療介護総合確保基金による入門的研修等やボランティアポイント、地域の支え合い助け合い事業の活用等により人材の裾野を広げるよう図ります。業務効率の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国の方針に基づく簡素化・標準化等を進めます。</p>
■ポイント7 <災害や感染症対策に係る体制整備> <p>近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所や関係部局と連携し、災害や感染症発生時に備えた、介護事業所等における研修・訓練や、必要な備蓄・調達、事業者間の協力体制の整備を図ります。</p>

第7節 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、地域の高齢者が住み慣れた地域で、顔見知りに囲まれながら継続して生活できる環境づくりが重要と考え、平成18年度から日常生活圏域を設定しています。

留萌市においては、地域の特性や人口規模等を踏まえ、市全域を1つの日常生活圏域として設定しました。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から、要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。

第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者の現状

1 人口等の推移

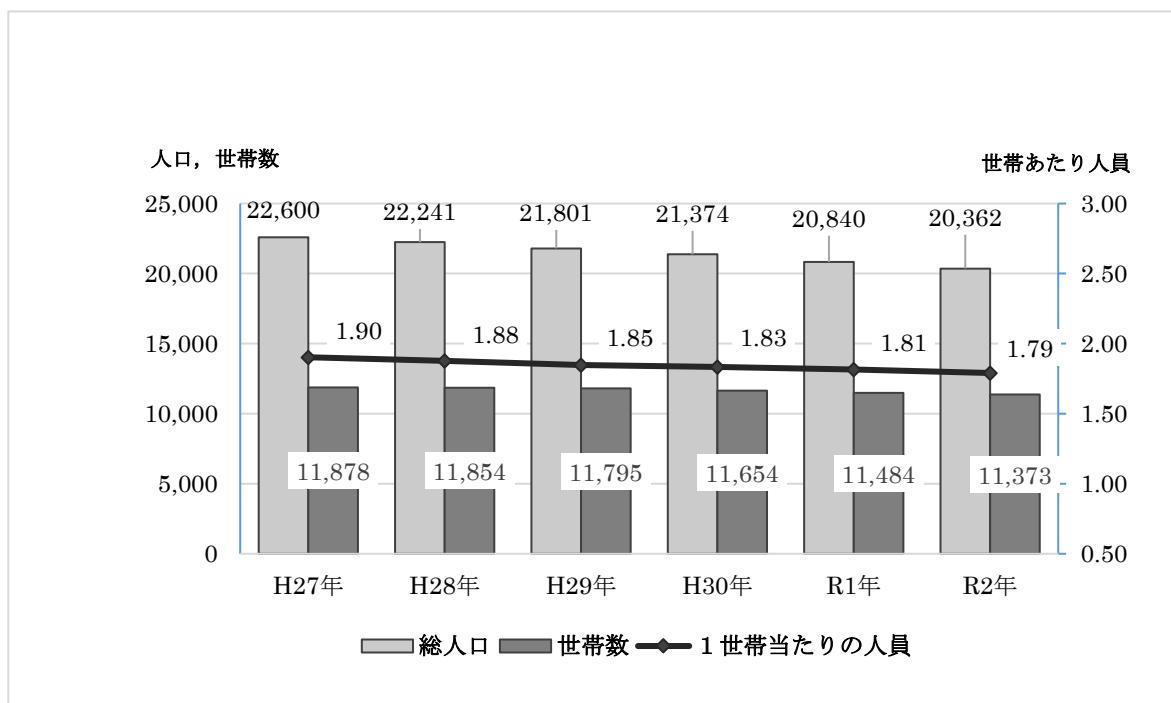
本市の人口は減少傾向にあり、平成27年の住民基本台帳人口（9月末現在）では22,600人でしたが、令和2年には20,362人で、2,238人の減少となっています。

また、世帯数も減少傾向にあり、令和2年には11,373世帯（9月末現在）となっています。一世帯あたり人員は、ゆるやかに減少を続け、令和2年には1.79人となっています。

【人口等の推移】

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	(人)	22,600	22,241	21,801	21,374	20,840	20,362
世帯数	(世帯)	11,878	11,854	11,795	11,654	11,484	11,373
1世帯あたり人員	(人員)	1.90	1.88	1.85	1.83	1.81	1.79

資料：住民基本台帳（各年9月末）



2 人口構成の推移

本市の令和2年の人口構成比は、「0～14歳」は9.1%、「15～64歳」は53.4%、「65歳以上」は37.5%となっており、全国と比べると、高齢化率は高く、生産年齢人口や年少人口の割合が低い状況となっています。

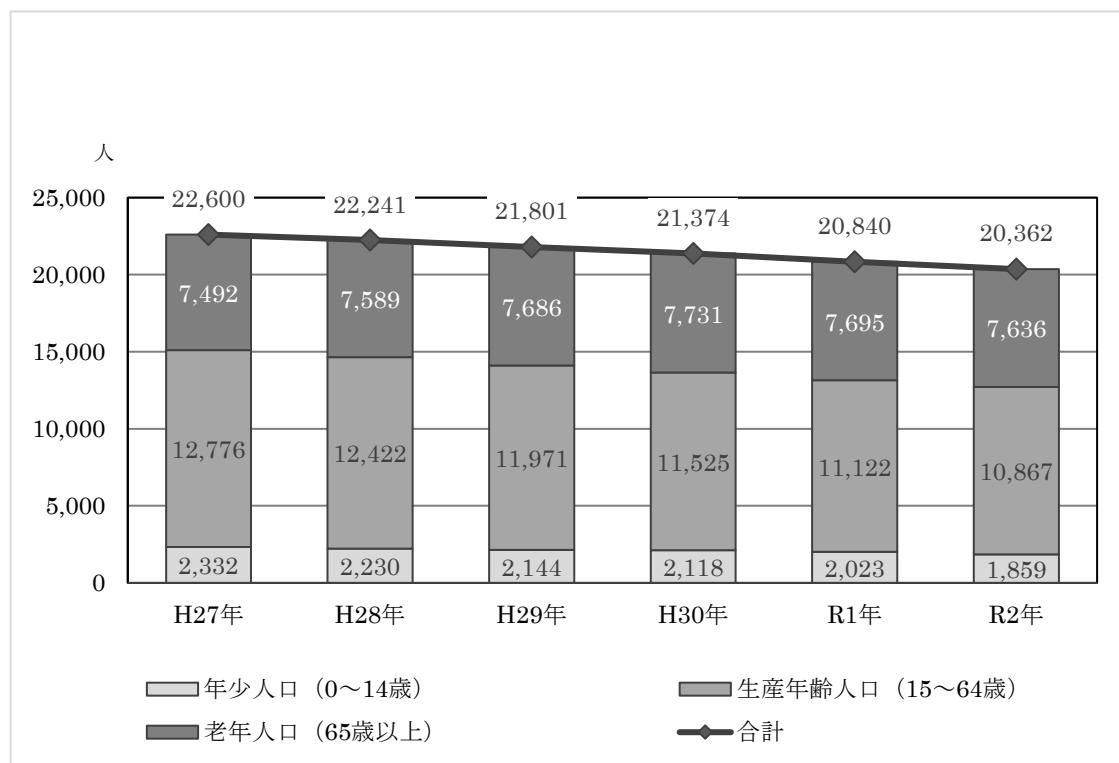
本市の高齢化率は進んできており、平成25年には30%を超えるました。この傾向は今後も続くものと思われます。

【人口構成の推移】

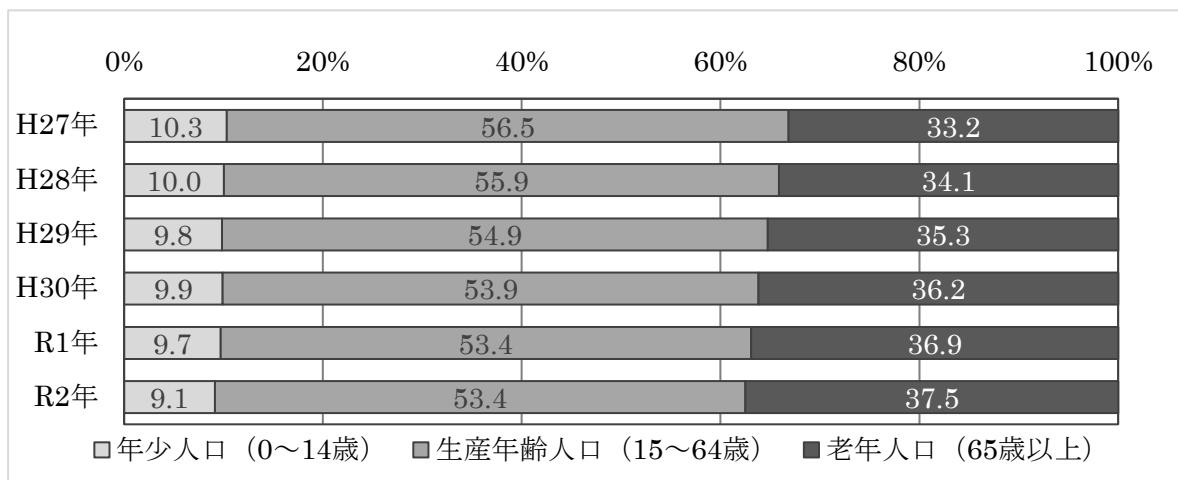
区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年(全国)
年少人口 (0～14歳)	(人)	2,332	2,230	2,144	2,118	2,023	1,859	
	(%)	10.3	10.0	9.8	9.9	9.7	9.1	12.3
生産年齢人口 (15～64歳)	(人)	12,776	12,422	11,971	11,525	11,122	10,867	
	(%)	56.5	55.9	54.9	53.9	53.4	53.4	59.29
老人人口 (65歳以上)	(人)	7,492	7,589	7,686	7,731	7,695	7,636	
	(%)	33.2	34.1	35.3	36.2	36.9	37.5	28.41
総人口	(人)	22,600	22,241	21,801	21,374	20,840	20,362	
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳（各年9月末）、全国は令和2年1月1日現在

【年齢3階層別人口の推移】



【年齢3階層別人口構成比の推移】



3 計画対象の高齢者人口等の推移

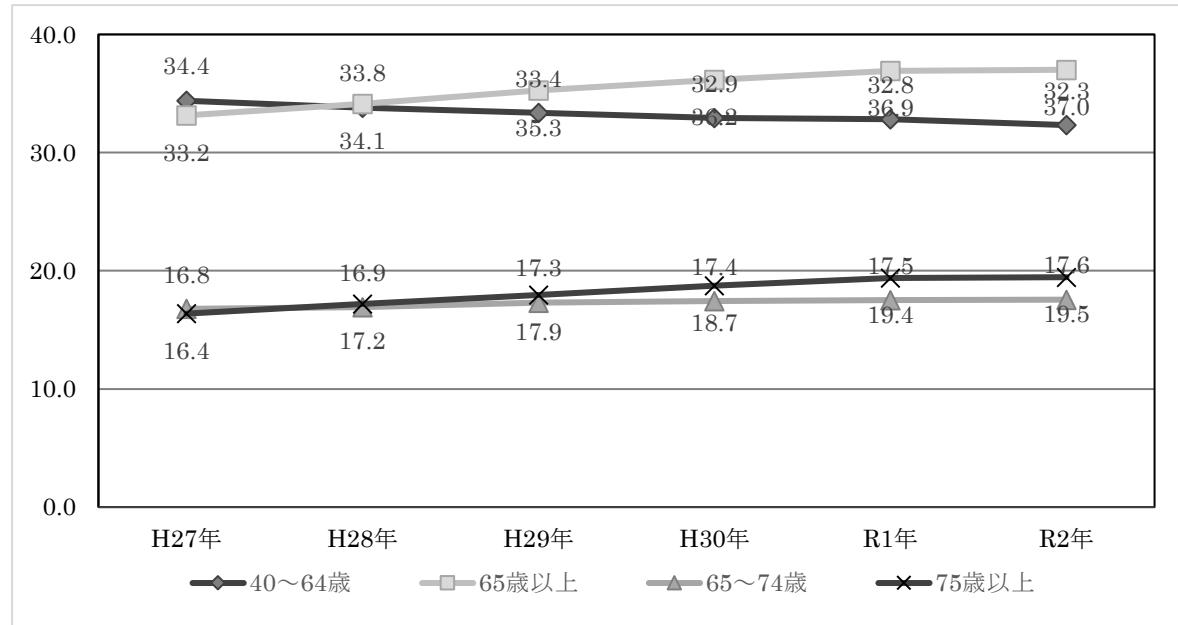
本市の40歳以上の人口についてみると、人数は減少していますが、総人口に占める割合は増加傾向がみられます。また、65歳以上の高齢者人口は、増加傾向が続き、令和元年には減少に転じていますが、総人口に占める割合は年々増加しています。「65～74歳」の人口は、平成27年以降減少傾向が続いているが、総人口に占める割合は増加しています。「75歳以上」の人口は平成21年以降、人数・割合ともに増加傾向にあります。

【高齢者の人口構成の推移】

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	北海道令和2年	全国令和2年
総人口(人)		22,600	22,241	21,801	21,374	20,840	20,632		
40歳以上	(人)	15,263	15,109	14,958	14,773	14,534	14,306		
	(%)	67.5	67.9	68.6	69.1	69.7	69.3	65.2	61.5
40～64歳	(人)	7,771	7,520	7,272	7,042	6,839	6,670		
	(%)	34.4	33.8	33.4	32.9	32.8	32.3	33.8	33.6
65歳以上	(人)	7,492	7,589	7,686	7,731	7,695	7,636		
	(%)	33.2	34.1	35.3	36.2	36.9	37.0	31.4	27.9
65～74歳	(人)	3,792	3,765	3,774	3,725	3,652	3,622		
	(%)	16.8	16.9	17.3	17.4	17.5	17.6	15.5	13.6
75歳以上	(人)	3,700	3,824	3,912	4,006	4,043	4,014		
	(%)	16.4	17.2	17.9	18.7	19.4	19.5	15.9	14.3

資料：住民基本台帳（各年9月末）、北海道及び全国は令和2年1月1日現在

【年齢3階層別人口構成比の推移】



第2節 介護保険事業の現状

1 認定者数の状況

平成30～令和2年度の推移をみると、認定者数は減少傾向にあります。

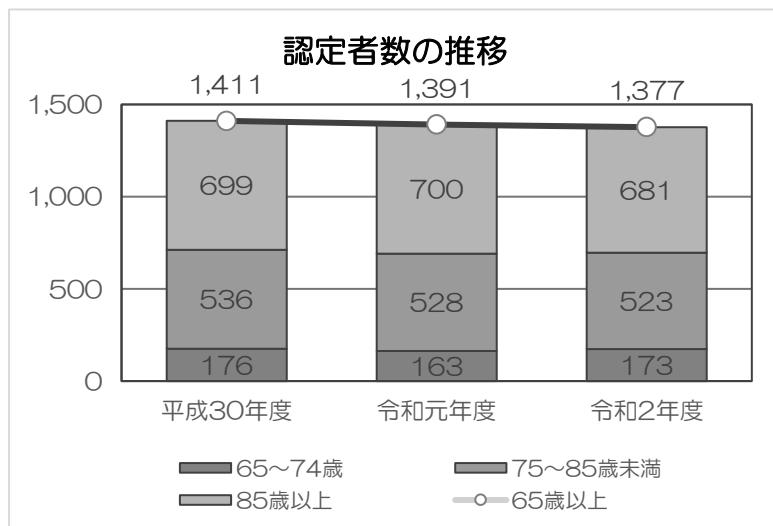
年齢階層別に認定率をみると、65～74歳までの前期高齢者では認定率は約4%ですが、75歳から85歳未満は約19%、85歳以上の高齢者では約55%と、年齢が高くなるにつれて急激に認定率が高くなっています。

【認定者等の状況】

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	被保険者数 (人)	認定者数 (人)	認定率 (%)	被保険者数 (人)	認定者数 (人)	認定率 (%)	被保険者数 (人)	認定者数 (人)	認定率 (%)
65歳以上	7,731	1,411	18.3	7,695	1,391	18.1	7,636	1,377	18.0
65～74歳	3,725	176	4.7	3,652	163	4.5	3,622	173	4.8
75～85歳未満	2,800	536	19.1	2,800	528	18.9	2,732	523	19.1
85歳以上	1,206	699	58.0	1,243	700	56.3	1,282	681	53.1

資料：認定者数は、介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

第1号被保険者数は、各年9月末現在の住民基本台帳人口



2 認定者の要介護度の状況

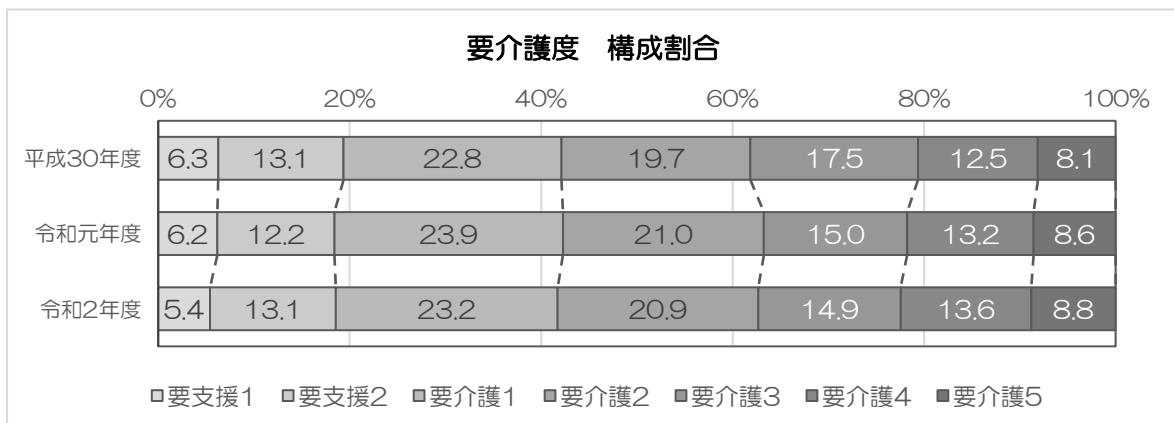
平成29年度から令和元年度における認定者の要介護度の推移をみると、要支援1及び要介護3が年々減少しており、要介護4及び要介護5が年々増加しています。

また、要介護1から3の比率は全体の5割を超えていました。

【要介護度別認定者数等の推移（第2号被保険者数を含む）】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	認定者数 (人)	構成比 (%)	認定者数 (人)	構成比 (%)	認定者数 (人)	構成比 (%)
要支援1	88	6.3	86	6.2	75	5.4
要支援2	184	13.1	170	12.2	182	13.1
要介護1	320	22.8	332	23.9	321	23.2
要介護2	277	19.7	292	21.0	290	20.9
要介護3	246	17.5	208	15.0	206	14.9
要介護4	176	12.5	184	13.2	189	13.6
要介護5	114	8.1	119	8.6	122	8.8
合 計	1,405	100.0	1,391	100.0	1,385	100.0

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）



3 施設整備の状況

平成 30 年度から令和 2 年度までの間において、施設系サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が平成 30 年度に 1 カ所（定員 10 名）増床されています。

居住系サービスでは、平成 30 年度に認知症型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が 2 ユニット（18 名）整備されていますが、令和元年度に 1 ユニット（9 名）廃止となっています。

【施設数と定員】

区分	施設数（箇所）	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設系サービス	施設数（箇所）	4	4	4	4	4	4
	定員（人）	209	209	209	209	209	209
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	定員（人）	60	60	60	60	60	60
介護老人保健施設	施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2
	定員（人）	129	129	129	129	129	129
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	定員（人）	20	20	20	20	20	20
居住系サービス	施設数（箇所）	11	10	11	10	11	10
	定員（人）	153	153	153	144	153	144
特定施設入居者生活介護	施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	定員（人）	18	18	18	18	18	18
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数（箇所）	9	9	9	8	9	8
	定員（人）	123	123	123	114	123	114
地域密着型 特定施設入居者生活介護	施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	定員（人）	12	12	12	12	12	12

資料：留萌市市民健康部介護支援課

4 介護サービスの状況

要介護 1 ~ 5 を対象とする介護給付の給付費合計では、平成 30 年度、令和元年度とともに、計画を下回る実績となりました。

居宅サービスは、実績の合計が計画を下回り、特に「訪問介護」、「通所介護」などが 2 年連続して下回っています。

地域密着型サービスは実績の合計が計画を下回っていますが、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型通所介護」が、計画を上回っています。

施設サービスは、実績の合計が計画を下回っていますが、「介護老人福祉施設」が計画を上回っています。

【各サービスの計画値・実績値・進捗率】

介護保険サービス	平成 30 年度			令和元年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	進捗率 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	進捗率 (%)
訪問介護	362,096	318,196	87.9	377,988	289,793	76.7
訪問入浴介護	8,190	7,377	90.1	8,089	5,527	68.3
訪問看護	33,628	25,346	75.4	39,099	31,587	80.8
訪問リハビリテーション	1,026	6,407	624.5	1,026	8,026	782.3
居宅療養管理指導	13,607	13,553	99.6	14,786	13,790	93.3
通所介護	114,993	112,134	97.5	110,388	105,412	95.5
通所リハビリテーション	42,987	47,239	109.9	47,552	46,480	97.7
短期入所生活介護	16,312	31,716	194.4	19,501	34,864	178.8
短期入所療養介護	5,204	4,616	88.7	7,377	1,062	14.4
特定施設入居者生活介護	83,403	83,841	100.5	84,580	84,244	99.6
福祉用具貸与	46,123	43,973	95.3	48,807	44,095	90.3
福祉用具購入	2,711	1,809	66.7	3,540	1,871	52.9
住宅改修費	2,611	5,071	194.2	2,611	3,670	140.6
居宅介護支援	95,508	97,261	101.8	97,879	96,943	99.0
居宅サービス小計	828,399	798,539	96.4	863,223	767,364	88.9
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4,149	6,088	146.7	4,149	4,963	119.6
夜間対応型訪問介護	0	0	0.0	0	0	0.0
認知症対応型通所介護	9,488	11,675	123.1	8,737	12,222	139.9
小規模多機能生活介護	38,165	16,852	44.2	40,046	43,339	108.2
認知症対応型共同生活介護	295,462	294,508	99.7	295,884	296,603	100.2
地域密着型 特定施設入居者生活介護	25,865	25,429	98.3	26,259	23,241	88.5
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	58,554	56,800	97.0	58,554	49,947	85.3
地域密着型通所介護	60,092	49,098	81.7	64,542	55,391	85.8
複合型サービス	0	0	0.0	0	0	0.0
地域密着型サービス小計	491,775	460,450	93.6	498,171	485,706	97.5
介護老人福祉施設	247,791	255,512	103.1	255,307	305,848	119.8
介護老人保健施設	263,028	252,872	96.1	263,028	235,044	89.4
介護療養型医療施設	67,669	44,404	65.6	71,290	14,376	20.2
施設サービス小計	578,488	552,788	95.6	589,625	555,268	94.2
給付費合計	1,898,662	1,811,777	95.4	1,951,019	1,808,338	92.7

資料：介護事業報告年報

進捗率：実績/計画値

5 介護予防サービスの状況

要支援1～2を対象とする予防給付は、給付費合計では、平成30年度、令和元年度ともに計画を上回る実績となっています。

居宅サービスの「通所リハビリテーション」「特定施設入居者生活介護」「住宅改修費」については、実績が計画を上回っています。

地域密着型サービスは、「小規模多機能型居宅介護」の実績がありました。

【各サービスの計画値・実績値・進捗率】

介護保険サービス	平成30年度			令和元年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	進捗率 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	進捗率 (%)
訪問入浴介護	0	0	0.0	0	0	0.0
訪問看護	2,187	1,581	72.3	2,345	1,445	61.6
訪問リハビリテーション	0	266	0.0	0	347	0.0
居宅療養管理指導	786	185	23.5	1,010	556	55.0
通所リハビリテーション	11,198	14,971	133.7	11,198	16,360	146.1
短期入所生活介護	0	156	0.0	0	39	0.0
短期入所療養介護	0	0	0.0	0	0	0.0
特定施設入居者生活介護	1,840	1,903	103.4	1,840	2,465	134.0
福祉用具貸与	2,259	2,248	99.5	2,317	2,206	95.2
福祉用具購入	1,378	410	29.8	1,722	199	11.6
住宅改修費	1,908	3,244	170.0	1,908	2,145	112.4
介護予防支援	3,920	4,467	114.0	3,920	4,467	114.0
居宅サービス費小計	25,476	29,431	115.5	26,260	30,229	115.1
認知症対応型通所介護	0	0	0.0	0	0	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	712	0.0	0	1,254	0.0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0.0	0	0	0.0
地域密着型サービス小計	0	712	0.0	0	1,254	0.0
給付費合計	25,476	30,143	118.3	26,260	31,483	119.9

資料：介護事業報告年報

進捗率：実績/計画値

6 総給付費の状況

介護給付と予防給付の合計の総給付費は、平成 30 年度、令和元年度ともに計画を下回っている状況です。

【総給付費の推計結果の検証】

	平成 30 年度			令和元年度			
	計画 (千円)	実績 (千円)	実績/計画 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	実績/計画 (%)	実績対 前年比 (%)
合 計	1,924,138	1,841,920	95.7	1,977,279	1,839,821	93.0	99.9

※ 総給付費は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの合計で特定入所者介護サービス費等

第3章 高齢者の将来推計

第1節 人口の将来推計

1 被保険者数の推計

留萌市の高齢者人口は増加傾向が続いていましたが、平成30年の7,731人から令和元年度には7,695人と減少に転じたことから、令和3年は7,603人、令和5年は7,493人と推計しています。

前期・後期高齢者別にみると、前期高齢者は減少していますが、後期高齢者は増加しています。そのため、後期高齢者割合は上昇しています。

(単位：人)

区分	実績値			推計値				
	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
40歳未満	6,601	6,306	6,056	5,397	5,158	4,937	4,494	2,491
40～64歳	7,042	6,839	6,670	6,524	6,353	6,207	5,912	3,297
65～69歳	2,012	1,862	1,732	1,650	1,560	1,462	1,264	1,068
70～74歳	1,713	1,790	1,890	1,792	1,757	1,705	1,602	985
75～79歳	1,596	1,578	1,499	1,538	1,576	1,604	1,663	937
80～84歳	1,204	1,222	1,233	1,233	1,238	1,242	1,251	874
85～89歳	726	757	793	824	841	853	878	916
90歳以上	480	486	489	566	598	627	685	1,059
65歳以上合計	7,731	7,695	7,636	7,603	7,570	7,493	7,343	5,839
40歳以上合計	14,773	14,534	14,306	14,127	13,923	13,700	13,255	9,136
総人口	21,374	20,840	20,362	19,524	19,081	18,637	17,749	11,627

実績値：住民基本台帳（各年9月末）

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

2 認定者数の推計

平成 29 年と 30 年の対象年齢人口に対する認定者の割合を基に推計しました。

【要介護（要支援）認定者の推計】

(単位：人)

区分		合計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
令和 3 年 度	第1号被保険者	1405	65	188	340	298	206	180	128
	65～69歳	53	5	9	11	12	5	7	4
	70～74歳	120	9	24	31	25	12	8	11
	75～79歳	201	5	35	52	35	36	23	15
	80～84歳	327	24	49	80	70	48	33	23
	85～90歳	358	12	47	109	71	45	41	33
	90歳以上	346	10	24	57	85	60	68	42
	第2号被保険者	22	2	4	6	1	3	5	1
総 数		1427	67	192	346	299	209	185	129
区分		合計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
令和 4 年 度	第1号被保険者	1424	67	189	342	300	210	185	131
	65～69歳	48	5	8	10	10	5	6	4
	70～74歳	115	9	23	29	23	12	8	11
	75～79歳	207	5	36	53	35	38	24	16
	80～84歳	329	25	49	80	70	48	34	23
	85～90歳	362	12	48	110	73	45	41	33
	90歳以上	363	11	25	60	89	62	72	44
	第2号被保険者	22	2	4	6	1	3	5	1
総 数		1446	69	193	348	301	213	190	132
区分		合計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
令和 5 年 度	第1号被保険者	1448	67	192	348	307	212	188	134
	65～69歳	44	4	7	9	10	4	6	4
	70～74歳	113	9	22	29	23	11	8	11
	75～79歳	211	5	37	54	37	38	24	16
	80～84歳	331	25	50	81	70	48	33	24
	85～90歳	369	12	49	112	74	46	42	34
	90歳以上	380	12	27	63	93	65	75	45
	第2号被保険者	22	2	4	6	1	3	5	1
総 数		1470	69	196	354	308	215	193	135

(単位：人)

区分		合計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
令和 7 年 度	第1号被保険者	1481	67	194	355	315	219	197	134
	65～69歳	35	3	6	8	8	3	5	2
	70～74歳	102	7	21	27	21	10	7	9
	75～79歳	218	5	38	56	38	39	26	16
	80～84歳	333	26	50	81	71	48	34	23
	85～90歳	379	13	50	115	76	47	43	35
	90歳以上	414	13	29	68	101	72	82	49
	第2号被保険者	22	2	4	6	1	3	5	1
総 数		1503	69	198	361	316	222	202	135

区分		合計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
令和 22 年 度	第1号被保険者	1502	62	173	339	331	227	220	150
	65～69歳	32	3	6	7	7	3	4	2
	70～74歳	67	5	13	17	14	7	5	6
	75～79歳	124	3	22	32	21	22	14	10
	80～84歳	231	18	34	56	49	34	24	16
	85～90歳	400	13	53	121	81	49	46	37
	90歳以上	648	20	45	106	159	112	127	79
	第2号被保険者	10	1	2	3	1	1	2	0
総 数		1512	63	175	342	332	228	222	150

第4章 地域課題と地域のニーズ

第1節 高齢者の実態調査

1 高齢者・介護保険アンケート調査の概要

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本調査は、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

調査対象	要介護認定を受けていない65歳以上の市民 要支援1、要支援2の要介護認定を受けている及び、介護予防・生活支援サービスの対象となる在宅生活者
対象者数	2,500人
抽出方法	無作為抽出
調査時期	令和2年8月28日から令和2年9月11日まで
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収方式）
有効回収数	1,572票
有効回収率	62.9%

(2) 在宅介護実態調査

本調査は、「要介護認定を受けている方の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の両立を支えるために、どのようなサービスが地域に必要であるか考えることを目的として実施しました。

調査対象	要介護認定（要介護1～5）を受けている在宅生活者
対象者数	500人
抽出方法	無作為抽出
調査時期	令和2年8月28日から令和2年9月11日まで
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収方式）
有効回収数	292票
有効回収率	58.4%

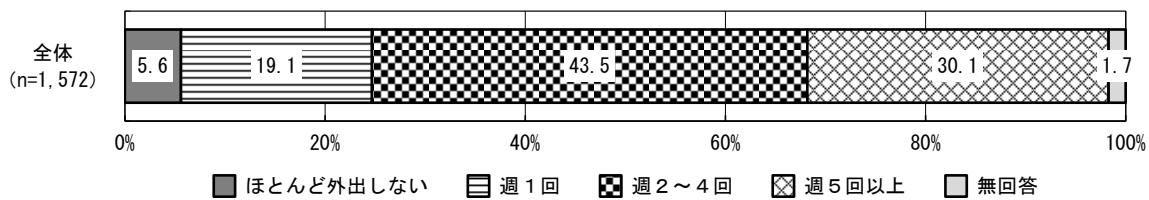
第2節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要

1 ニーズ調査結果

(1) 週に1回以上は外出しているか

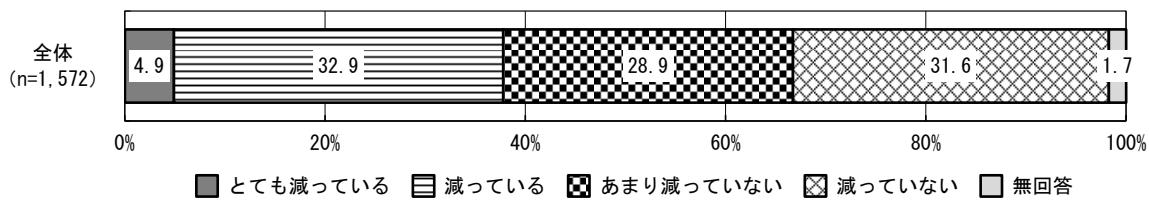
「週2～4回」が43.5%と最も高く、次いで「週5回以上」が30.1%、「週1回」が19.1%、「ほとんど外出しない」が5.6%の順です。

「ほとんど外出しない」割合は、85歳以上で高くなる傾向にあります。



(2) 昨年と比べて外出の回数が減っているか

「とても減っている」が4.9%、「減っている」が32.9%で、合わせた割合は37.8%です。一方、「あまり減っていない」が28.9%、「減っていない」が31.6%で、合わせた割合は60.5%となっています。



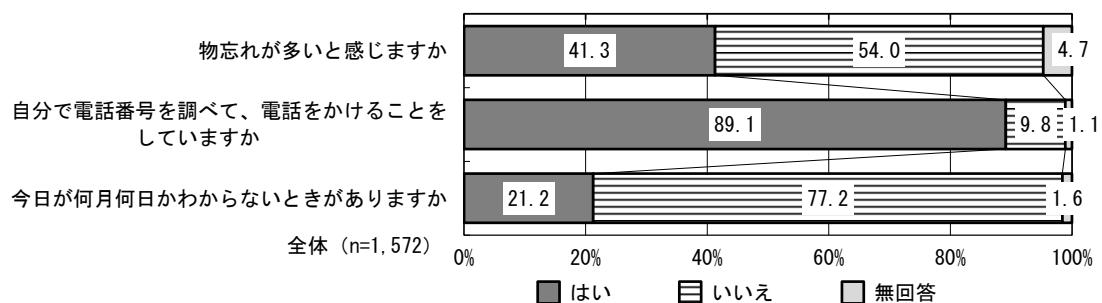
(3) 物忘れが多いと感じますか

自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか

今日が何月何日かわからぬときがありますか

「はい」の割合は、『物忘れが多いと感じますか』が41.3%、『今日が何月何日かわからぬときがありますか』が21.2%です。

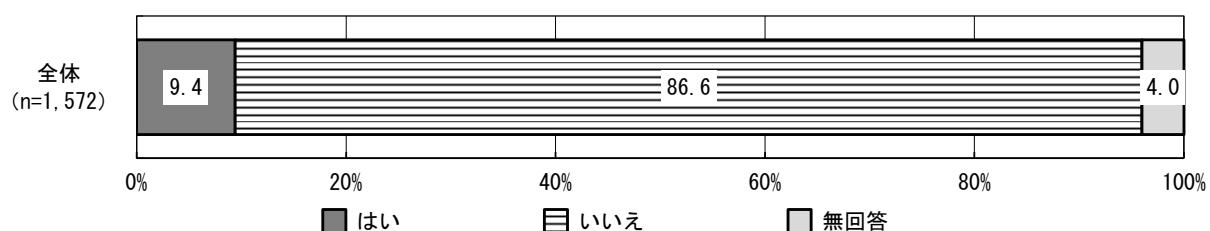
『自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか』は、「いいえ（していない）」が9.8%です。



(4) 認知症について

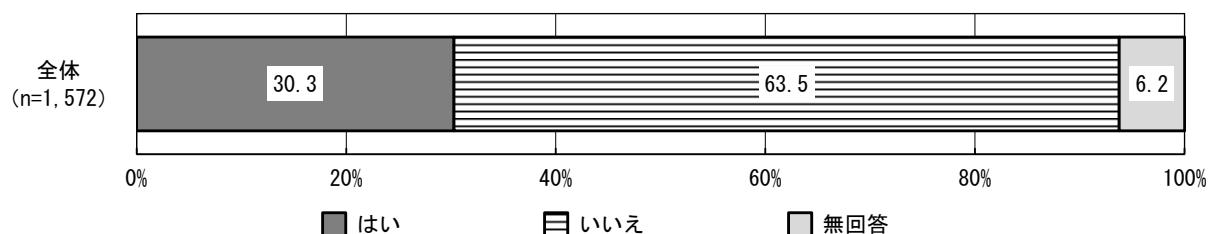
問1 認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人がいますか

「はい」が9.4%、「いいえ」が86.6%です。



問2 認知症に関する相談窓口を知っていますか。

「はい」が30.3%、「いいえ」が63.5%です。

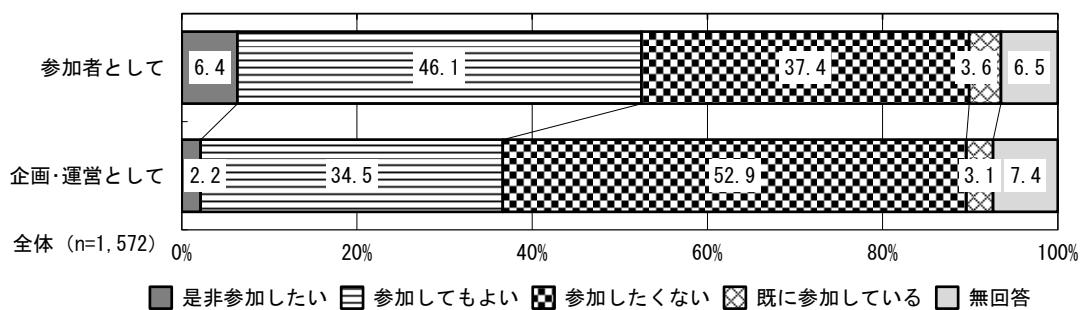


(5) 地域活動への参加者としての参加意向

地域活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向

『参加者として』の参加は、「是非参加したい」が 6.4%、「参加してもよい」が 46.1% で、合わせた割合は 52.5%です。一方、「参加したくない」が 37.4%となっています。

『企画・運営（お世話役）として』の参加は、「是非参加したい」が 2.2%、「参加してもよい」が 34.5%で、合わせた割合は 36.7%です。一方、「参加したくない」が 52.9%となっています。



2 ニーズ調査結果から見える課題

外出機会の減少

外出の頻度について「ほとんど外出しない」「週1回」と回答した割合の合計は24.7%でした。また、昨年と比べて外出の機会が「とても減っている」「減っている」と回答した割合の合計は、37.8%でした。令和2年度については、感染症拡大防止の観点から外出を控える傾向が強まったと考えます。高齢者が外出を控えることで、身体面、精神面においても生活機能の低下を招く可能性があります。高齢者の身体機能の維持向上のために、高齢者の外出機会を創出していくことが重要であると考えられます。

地域活動の推進

地域住民の有志によって、いきいきした地域づくりを進めることへの「参加者」としての参加意向について、「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した割合の合計は52.5%でした。「企画・運営」としての参加意向について「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した割合の合計は36.7%となっています。属性別にみると、男性は女性よりも「参加者」としての参加意欲が高く、「企画・運営」としての参加意欲も高いことがわかります。今後の取り組みとして、こうした地域活動に対して参加意欲のある方々に地域の担い手となつてもらい、地域活動の推進を図ることで、高齢者の外出機会の創出、介護予防、生きがいの創出につながると期待できます。

認知症に関する啓発活動

物忘れが多いと感じるかについて「はい」と回答した方の割合は41.3%で全体の約半数となっています。認知症の症状があるか、家族に認知症の症状がある人がいるかについて「はい」と回答した方の割合は約10%で、認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」と回答した方は全体の約30%となっています。この結果から、認知症についての正しい知識の普及啓発や予防にかかる情報の周知、認知症者を見守る取り組みなど、地域全体で取り組んでいくことが重要であると考えられます。

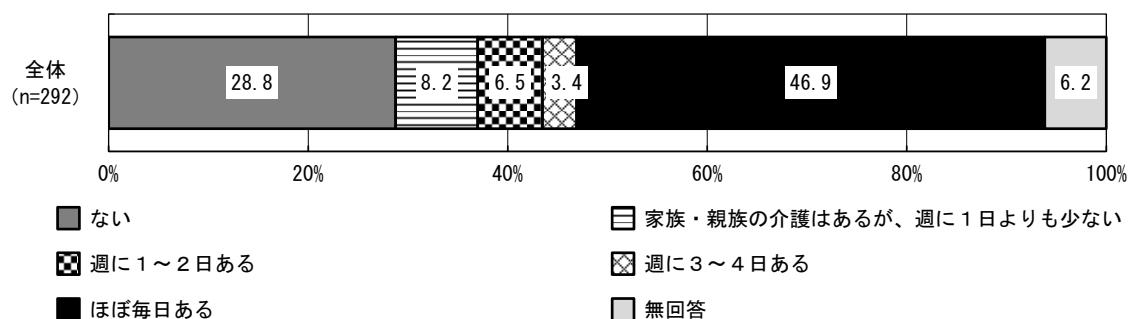
第3節 在宅介護実態調査結果概要

1 在宅介護実態調査結果

(1) ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか。（同居していない子どもや親族等からの介護を含む。）

「ほぼ毎日ある」の割合が 46.9%と最も高く、次いで「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が 8.2%、「週に1～2日ある」が 6.5%、「週に3～4日ある」が 3.4%の順で、合わせた割合は 65.0%です。

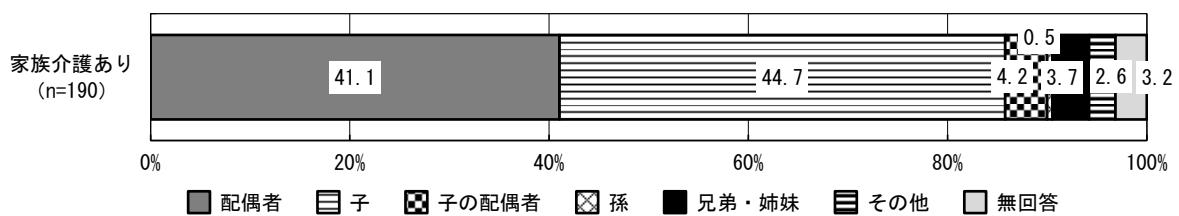
一方、「ない」割合は 28.8%となっています。



(2) 主な介護者との関係

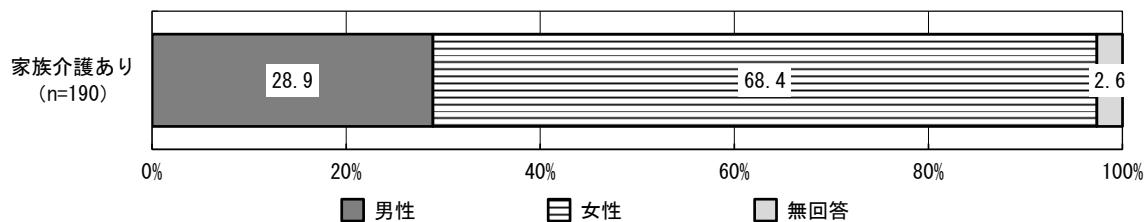
「子」が 44.7%と最も高く、次いで「配偶者」が 41.1%、「子の配偶者」が 4.2%、「兄弟・姉妹」が 3.7%の順です。

「子」の割合は、年齢が高くなるほど高くなっています。



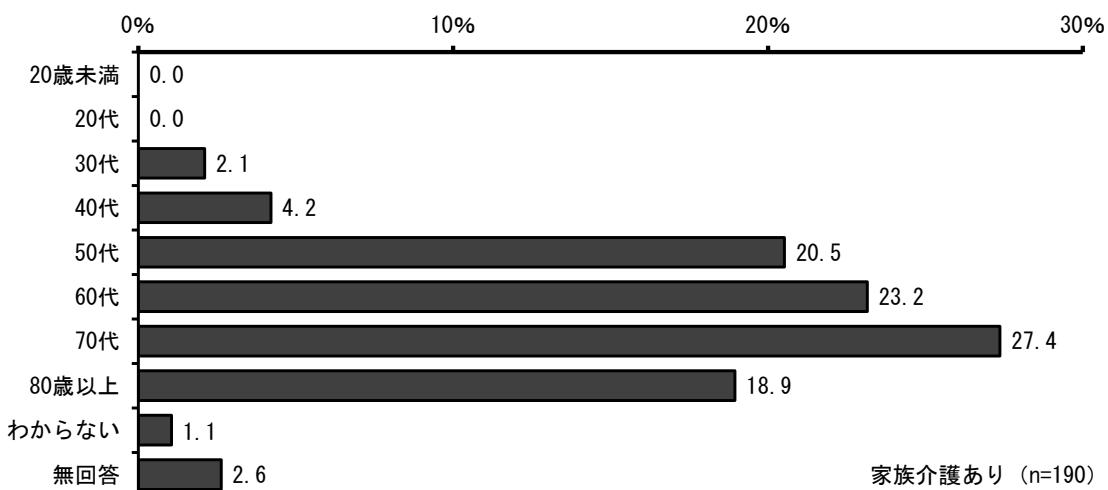
(3) 主な介護者の方の性別について

「男性」が28.9%、「女性」が68.4%です。



(4) 主な介護者の方の年齢について

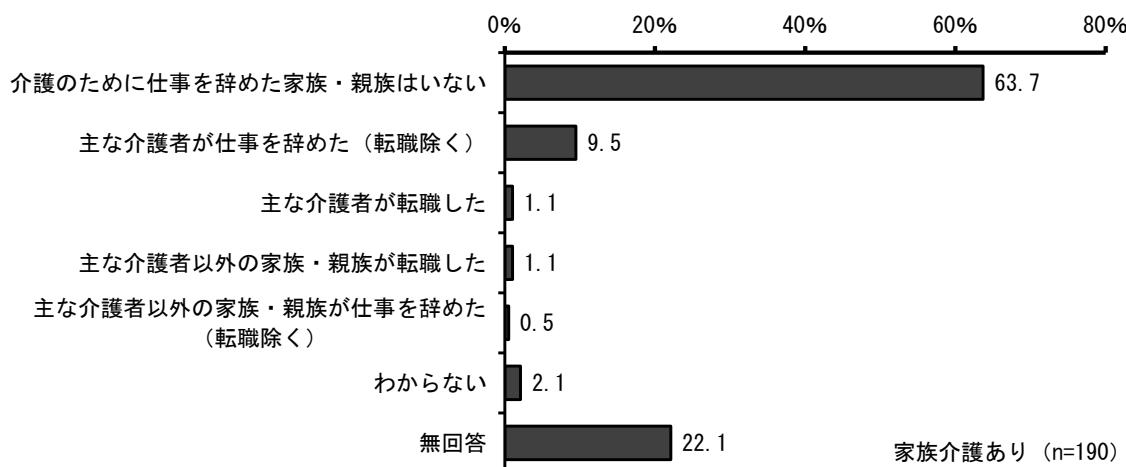
「70代」が27.4%と最も高く、次いで「60代」が23.2%、「50代」が20.5%、「80歳以上」が18.9%の順です。一方、「わからない」は1.1%となっています。



(5) ご家族やご親族の中で、ご本人（調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか。（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません。）

「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が9.5%、「主な介護者が転職した」「主な介護者以外の家族・親族が転職した」がともに1.1%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が0.5%の順で、合わせた割合は12.2%です。

一方、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合は63.7%となっています。

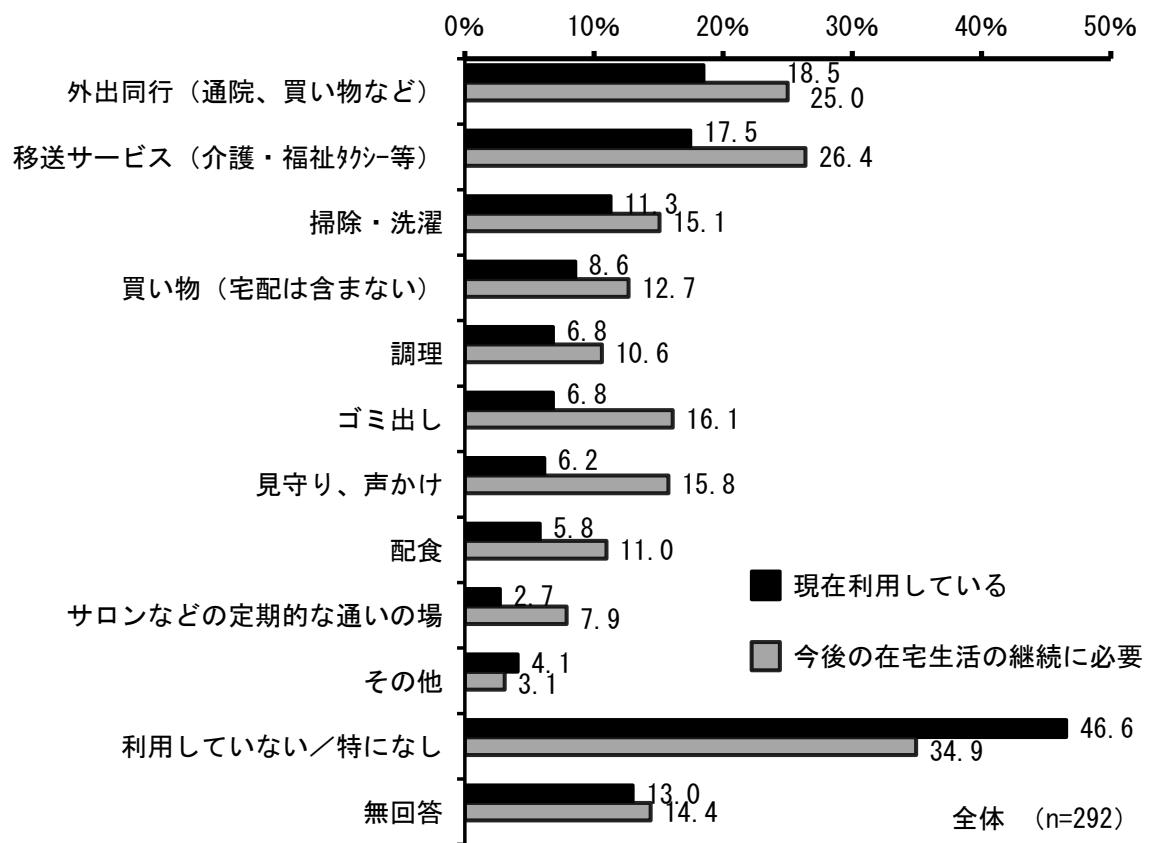


(6) 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について

『現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービス』は、「外出同行（通院、買い物など）」が18.5%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が17.5%、「掃除・洗濯」が11.3%、「買い物（宅配は含まない）」が8.6%、「調理」「ゴミ出し」がともに6.8%の順です。一方、「利用していない」の割合が46.6%となっています。

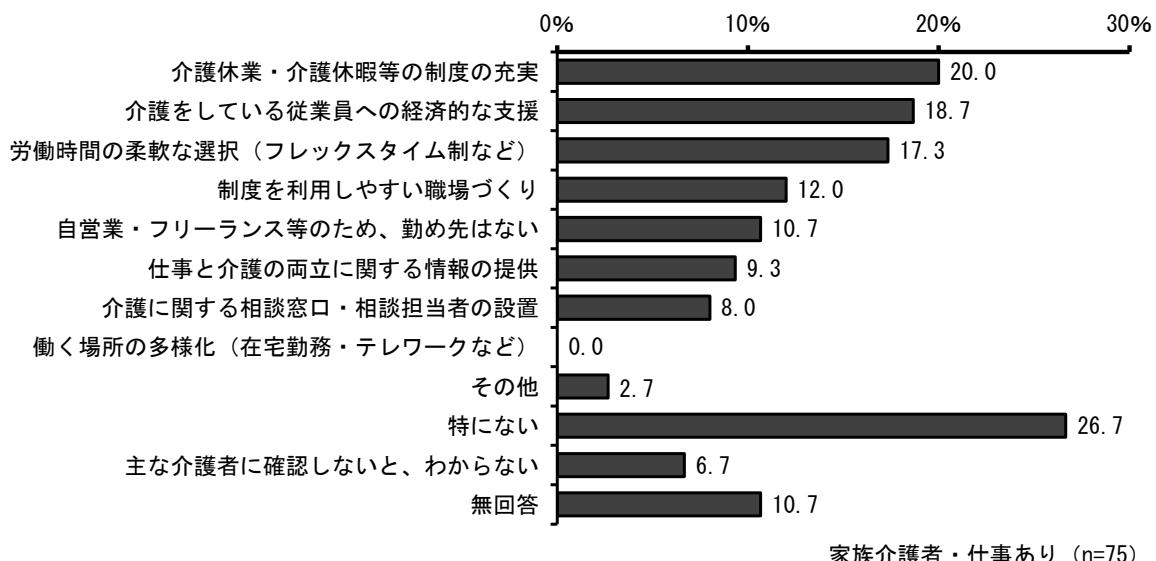
『今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス』は、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が26.4%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が25.0%、「ゴミ出し」が16.1%、「見守り、声かけ」が15.8%、「掃除・洗濯」が15.1%の順です。一方、「特になし」の割合が34.9%となっています。



(7) 勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか

「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 20.0%で、次いで「介護をしている従業員への経済的な支援」が 18.7%、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が 17.3%、「制度を利用しやすい職場づくり」が 12.0%、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が 10.7%の順です。

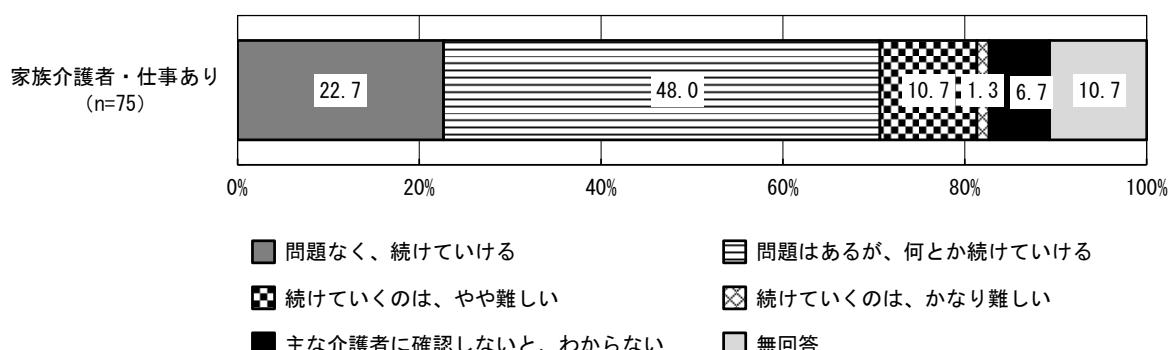
一方、「特にない」は 26.7%となっています。



(8) 働きながらの介護継続の意向

「問題なく、続けていける」が 22.7%、「問題はあるが、何とか続けていける」が 48.0%で、合わせた割合は 70.7%です。

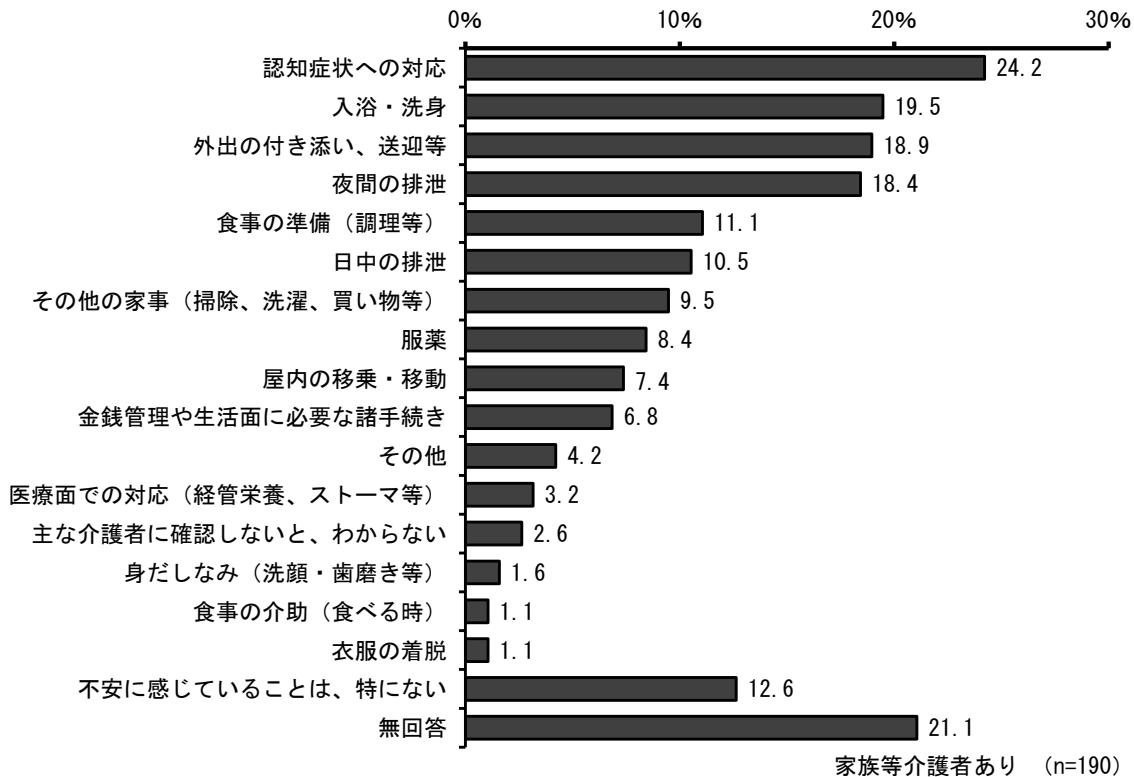
一方、「続けていくのは、やや難しい」が 10.7%、「続けていくのは、かなり難しい」が 1.3%で、合わせた割合は 12.0%となっています。



(9) 不安に感じる介護について

「認知症状への対応」が 24.2%と最も高く、次いで「入浴・洗身」が 19.5%、「外出の付き添い、送迎等」が 18.9%、「夜間の排泄」がともに 18.4%の順です。

一方、「不安に感じていることは、特がない」は 12.6%となっています。



2 在宅介護実態調査結果から見える課題

留萌市における在宅介護の実態

今回調査した方のうち、46.9%が家族や親族からの介護を「ほぼ毎日」受けていました。主な介護者で最も割合が高かったのは「子」の44.7%でした。年齢では生産年齢（15歳以上65歳未満）の世代である「30代」から「60代」の合計が、全体の50%となっており、主な介護者となることを理由に介護離職をする可能性のある方が多数いることが考えられます。実際に介護を理由として「主な介護者が仕事を辞めた」という回答も9.5%ありました。また、「主な介護者の年齢」が「70代」および「80歳以上」の合計は、46.3%となっており、「老々介護」や「認認介護」が推測されます。

サービスのニーズ

要介護者が「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」について、複数の視から分析したところ、全体では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行（通院・買い物など）」、「見守り・声かけ」、「掃除・洗濯」が高い割合を占めていました。

主な介護者の抱える不安

「主な介護者が不安に感じる介護等」については、「認知症状への対応」が最も高くなっています。続いて「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「食事の準備（調理等）」、「日中の排泄」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「服薬」、「屋内の移乗・移動」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の順で高い割合を占めていました。

就労している主な介護者への支援

就労している主な介護者の「働きながらの介護継続の意向」については、「問題なく、続けていける」、「問題はあるが何とか続けていける」を合わせると70.7%となりました。その一方で、「続けていくのはやや難しい」と「続けていくのはかなり難しい」との回答が12%ありました。こうした方々の介護負担を軽減するためにも、職場において「介護休業・介護休暇等の制度の充実」や「制度を利用しやすい職場づくり」の取り組みが重要となります。

第5章 高齢者施策の将来ビジョン

第1節 計画の基本理念

私たちは生きている限り元気で、生きがいを感じながら暮らしたいと願います。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要です。

このため、高齢期を迎えても一人ひとりの豊富な知識や経験を地域社会に生かすことができる、すなわち誰にでも出番があり、地域社会に必要とされていると実感できる環境づくりとともに、高齢者は支えられる存在だけではなく、互いに助けあい支えあう参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

一方、介護が必要な状態になっても、自宅や住み慣れた地域で安心して暮らしたいと願います。

このような、高齢者が安心できる暮らしを支援するため、介護保険サービスの充実とともに、在宅医療と介護との連携、多様な主体の協働による地域包括ケアシステムの構築を目指し、着実に推進していく必要があります。

このような状況と、介護保険制度改革の考え方も踏まえ、本計画の理念を、第6期計画の基本理念を引き継ぎ、ともに支え合う共生型社会の実現を目指し、

住み慣れた地域で、共に支えあいながら、
生き生きと笑顔あふれるまちづくり

とします。

基本理念

住み慣れた地域で、共に支えあいながら、
生き生きと笑顔あふれるまちづくり

1 基本方針： 高齢者の介護予防（健康づくり）の支援

2 基本方針： 生きがいづくりと社会参加の推進

3 基本方針： 自立生活への支援の充実

4 基本方針： 医療・介護連携の推進

5 基本方針： 認知症本人とその家族のサポート体制の整備

6 基本方針： 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

7 基本方針： 介護保険施設等の整備や住まいの充実

8 基本方針： 福祉・介護人材の確保と育成

第6章 高齢者福祉施策の推進

第1節 高齢者の介護予防（健康づくり）の支援

1 これまでの実施状況と課題

本市では、高齢者の健康な暮らしの実現に向け、健康寿命の延伸や、自立支援・介護予防・重度化防止のために、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援認定者及び総合事業対象者（以下「要支援者等」）に日常生活上の支援として、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

一般介護予防事業では、運動機能の向上を図るための運動教室の他、フレイル予防、認知症予防、閉じこもり予防等のための教室を実施しています。

介護予防に資する通いの場の取り組みとしては、定期の運動教室終了後に事業参加者が中心となり地域のコミュニティセンター等で運動を継続するための集まりができており、それらの活動の定着支援を行っています。

今後は、生活支援体制整備事業や地域ケア会議といった他の地域支援事業との連携及び、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、高齢者が心身ともに健康的に生活し続けることができるよう支援体制を整えていくことが重要と考えます。

2 今後の取り組みの方向性

- 1) 介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、介護予防の普及・啓発を図ります。
- 2) 介護予防・生活支援サービス事業の維持・充実を図ります。
- 3) 介護予防事業への参加率を高めるため、より参加しやすい事業実施を目指します。

3 第8期の主な取り組み

(1) 一般介護予防事業の推進

高齢者が心身の健康の保持と生活の安定のために自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、介護予防の普及・啓発を図るとともに、介護予防に資する活動の育成・支援を促進します。高齢者が健康を保持し、主体的に健康づくりに取り組めるよう、それを支援するための環境づくりを推進します。今後も高齢者に広く介護予防事業について周知し、事業内容についてもより参加者の関心を高められる内容とし、事業参加者の増大に向けて取り組みます。

(2) 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の状態に合った適切なサービスとして包括的かつ効率的に訪問型サービスや通所型サービスなどが提供されるよう介護予防ケアマネジメントの実施により必要な援助を行います。

ア 総合事業

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に日常生活上の支援を提供する事業です。

1) 訪問型サービス

掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

本市では、従来の介護予防訪問介護事業所が全て訪問型サービス事業所に移行し、訪問型サービスを提供しています。

2) 通所型サービス

生活機能向上のための機能訓練や集いの場などの日常生活の支援を提供します。

本市では、従来の介護予防通所介護事業所が全て通所型サービス事業所に移行し、通所型サービスを提供しています。

3) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的とした訪問型サービスや通所型サービス等が対象者の状態に合った適切なサービスとして包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行っています。

【介護予防・生活支援サービス事業の年次推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問型サービス（日）	3,053	5,821	4,970
通所型サービス（日）	1,981	4,022	5,091
プラン作成（件）	277	251	279

※訪問型サービス及び通所型サービスは、延べ利用日数。

（イ）一般介護予防事業

市の事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施する事業です。

1) 介護予防普及啓発事業

介護予防を推進するために、基本的な知識の普及啓発や運動、認知症、フレイル等にかかる介護予防教室等を開催します。

【運動器の機能向上事業『ピンピンからだ広場』】

はーとふる機能訓練室で週3回開催しています。自主的な訓練器具を用いた機能訓練や、看護師等主導の集団体操を行うことにより歩行機能やバランス保持能力等の低下を防ぎ、転倒・骨折の予防を促しています。また、参加者同士の交流の場にもなっています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数（回）	136	131	116
実人員（人）	55	58	47
延人員（人）	1,576	1,443	1,312

※令和元年度は感染症予防のため約1ヶ月の事業休止期間がありました。

【運動器の機能向上事業『ピンピンからだ教室』】

各対象団体の集会場等において、NPO 法人るもいコホートピアの職員が実施しています。週 1 回 3 カ月継続して健康に関する講話・個別運動評価・ふまねっと・介護予防のための運動等を取り入れた教室を実施し、運動習慣獲得のきっかけづくりを行います。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数 (回)	24	24	24
実人員 (人)	31	31	30
延人員 (人)	231	217	200

※各年度、2 団体に実施（1 団体 12 回）。

【介護予防教室】

各団体からの依頼を受け、随時実施します。各対象団体の集会場等において、地域包括支援センター職員が介護予防に関する健康教育や健康相談等を実施し、自主的に介護予防に向けた取り組みが実施できるよう、きっかけづくりを行います。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数 (回)	13	6	12
参加延人員 (人)	133	76	224

【認知症予防・運動器機能向上・閉じこもり予防複合プログラム『脳いきいき教室』】

市内の各コミュニティセンター等で開催しています。地域包括支援センター職員が認知症予防の講話や頭の体操を担当し、NPO 法人留萌スポーツ協会の職員が運動を行い、認知症予防に関する基本的な知識の習得や認知症予防の取り組み、体力づくりのきっかけとして実施します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数 (回)	8	8	8
実人員 (人)	84	79	78
延人員 (人)	87	82	78

※ 運動（コオーディネーショントレーニング）は、NPO 法人留萌スポーツ協会に委託。

第2節 生きがいづくりと社会参加の推進

1 これまでの実施状況と課題

高齢者が自ら有する知識や能力を活かし、地域の中で役割を持ちながら積極的に社会に参加し、人と人とのふれあいや生きがいを持って活動することは、介護予防の視点からも重要なことと言えます。高齢者は少子高齢社会を支える貴重な担い手として期待されており、意欲のある高齢者が主体的に活動できるよう地域づくりを進めていく必要があります。

老人クラブは、地域の高齢者による身近な活動団体として、会員同志が親睦を深め、知識、経験、技能を生かした文化活動やスポーツ活動などを展開し、また、老人クラブ連合会では軽スポーツの大会や旅行会を開催するなど、健康づくりや高齢者の交流を推進しています。

本市では老人クラブ連合会に対して、事業運営の一部を助成しているほか、老人の日・老人週間に合わせ、老人クラブの活動などを市民へPRしています。

生活支援体制整備事業では、協議体の運営や支え合い座談会等の実施を通して、地域資源の把握や地域課題の整理を行い、地域の高齢者と力を合わせて、既存の通いの場の継続支援及び新しい通いの場の立ち上げ支援等に取り組んでいます。

老人クラブ数及び加入者数が年々減少していることが課題となっていますが、今後も老人クラブの助成を継続し、活発な活動を支援します。

2 今後の取り組みの方向性

- 1) 身近な社会参加の場である老人クラブや、これらをまとめる老人クラブ連合会に対して継続的な支援を実施します。
- 2) 生きがいと社会参加の促進のため高齢者が自己の能力を開発し、充実した生活を送るために地域や教育機関などと連携し、学習機会の紹介周知を実施します。
- 3) 地域の担い手として、仕事、ボランティア、サロンスタッフなどの役割を持ち続けるための支援を実施します。

3 第8期の主な取り組み

(1) 老人クラブ活動の推進

今後も、会員相互の親睦や、高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かした社会貢献などを行う団体として、老人クラブ活動の活性化を図ります。そのために、単位クラブ間の交流や、他の地域団体との交流、地域行事への参加などを促進するとともに、活動メニューの研究・開発、老人クラブへの若手会員の加入に向けた取り組みなど、クラブ活動の活性化を推進します。また、老人クラブの文化・体育事業、各種奉仕活動への積極的参加の中心組織となる老人クラブ連合会の活動の活性化を推進します。

(2) 社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って、健康で暮らし、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして主体的・積極的に社会参加するなど、様々な形で地域社会に貢献し活躍できるよう高齢者の社会参加を促進します。

ア 老人クラブ・連合会運営費補助

(ア) 老人クラブ運営費等補助

老人クラブ活動が円滑に行われることを目的とし、運営費及び設置費（初度整備費）の一部について補助を行います。

(イ) 老人クラブ連合会補助金

単位クラブの文化・体育事業、各種奉仕活動への積極的参加の中心組織となる老人クラブ連合会事務局機能の維持を図ること目的とし、一般事業分及び特別事業分の一部について補助を行います。

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

地域全体で多様な主体による取組みをコーディネートする生活支援コーディネーター（以下「SC」）を配置し、主体間との情報共有・連携を図ります。

(イ) 協議体の設置

協議体で地域資源の把握や地域課題について話し合い、多様な主体によるサービスの提供につなげていく取組みを進めていきます。

	平成 30 年度	令和元年度
S C配置数 (人)	2	2
協議体の運営 (回)	25	16
支え合い座談会等の開催 (回)	6	4

※ 令和元年度は感染症予防のため、支え合い座談会が 1 回中止となっています。

第3節　自立生活への支援の充実

1　これまでの実施状況と課題

地域の高齢化に伴い、高齢者に対する生活支援サービスの必要性が高まっています。

令和2年度に実施した本市の在宅介護実態調査において、介護を主な理由として仕事を辞めたと答えた介護者（主介護者及び主介護者以外の家族・親族）が1割おり、国の掲げる「介護離職ゼロ」に向けて、家族介護者等の介護負担を軽減する支援を行うとともに、高齢者やその家族等がより円滑にサービスを利用できるように、相談、情報提供体制の充実を図ることが必要となっています。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう総合相談窓口において、生活の困りごとや、介護や福祉サービスの利用手続きなどの相談へ対応し、必要に応じて様々な関係機関や事業所、地域の多様な主体との連携を図ってきました。

また、高齢者福祉サービスとして、給食サービスや、緊急通報サービス、要介護者等の状態の維持・改善や介護家族等の負担軽減を目的として、適切な介護の知識・技術の習得や介護に関する相談を受けるための介護教室の開催などを実施しています。地域の民間企業との見守りの協定締結により、見守りのネットワークも広がっています。

日常生活に見守りや支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、地域住民同士がお互いに関わり合い、助け合う意識を持つことが重要といわれています。

生活支援体制整備事業では、高齢者が必要な生活支援サービスの情報を容易に入手できるよう「暮らしに役立つ情報集」を作成した他、支え合いの地域づくりを目的とした集いの場の創出を支援する取り組みも行っています。

今後も、多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築に向け、地域の医療機関や介護事業所、民間企業のみならず、NPO法人、社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア等とも連携しながら、高齢者の自立生活への支援の充実を図ります。

2　今後の取り組みの方向性

- 1) 生活支援体制整備事業を推進します。
- 2) 介護をしている家族への支援を行います。
- 3) 相談・支援や権利擁護等の包括的支援事業等の充実に努めます。
- 4) 地域の見守り活動を推進します。

3 第8期の主な取り組み

(1) 生活支援体制整備事業の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の増加に対応し、見守りや安否確認、買物・調理・掃除などの家事支援といった日常生活上の支援を必要とする高齢者が、地域で安心して暮らせるよう、生活支援コーディネーター及び協議体を中心とした支え合いの地域づくりを推進します。

(2) 地域見守り活動の推進

一人暮らしや高齢者世帯の安否確認など、民生児童委員をはじめ地域における見守り活動への支援を行います。また、留萌市高齢者見守りネットワーク事業による関係機関の連携強化を図ります。民間事業者と連携し、地域住民による見守りに、事業者の取り組みを加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活を目指します。

(3) 福祉サービスの推進

在宅で生活する高齢者へのきめ細やかなサービスを提供するため、介護保険サービスでは対応できない下記の福祉サービスを提供します。

事業名	事業の概要
給食サービス事業	定期的に夕食を届け、生活の安定と健康の保持増進に努め、あわせて安否確認を行います。
緊急通報システム事業	一人暮らし等で日常生活に不安を抱えている高齢者世帯に対し、専用機器を貸与し、緊急時の迅速かつ正確な救援体制を取ることにより、利用者の不安の解消及び日常生活の安全確保を図ります。
除雪サービス事業	冬期間の除排雪の困難な高齢者世帯などに対して、玄関口から公道までの除雪などを行います。
安否確認訪問事業	介護保険等の在宅サービスを利用せず、近隣・身内との交流が少ない高齢者や、認知症高齢者、一人暮らし高齢者に生活援助員等が訪問し、閉じこもり等の防止に努めます。
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して安全かつ快適な生活を送れるよう支援します。

(4) 在宅高齢者の家族介護支援

在宅で重度の要介護者を介護する家族に対し、おむつなど介護に必要な用品を受給することができる支給券を交付し、介護者の経済的負担を軽減します。居宅介護支援事業所との連携協力により、更新申請などの漏れがないよう実施していきます。また、介護教室を開催し、適切な介護の知識・技術の習得を支援することで、介護者の介護負担を軽減します。

(5) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、相談を受け、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。主に65歳以上の高齢者本人及び家族・近隣住民、地域のネットワーク等からの様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、介護保険サービスにとどまらず、相談内容に合わせ、地域における様々な関係機関と連携し、支援を行います。

【相談対応件数推移】

来所・電話・訪問等の方法により、隨時相談等を受け、対応しています。

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護相談	202	199	451
介護予防	655	628	605
高齢者福祉	40	147	103
認知・精神関係	137	241	65
施設入所	7	7	14
苦情	1	4	0
権利擁護関係	150	100	34
その他	90	94	70
計	1,282	1,420	1,342

※相談受付は、地域包括支援センター全員で対応。訪問支援は、各地区担当で実施。

(6) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめ、医療機関や関係機関など、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援などを行います。地域の介護支援専門員の円滑な業務実施を支援していくため、介護支援専門員間や関係機関との連携を支援し、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう情報提供します。また、随時介護支援専門員の個別相談に対応します。

ア 各種会議

地域の基盤整備・情報収集・ネットワーク化促進のため、関係機関主催の会議に出席しています。また、介護支援専門員間の情報交換の場としてケアマネジャー連絡会議開催の他、介護予防事業や地域ケアのため関係者間で会議を実施しました。

(単位：件)

	内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
困難ケース	精神・認知面、権利擁護等にかかるケース検討会議等	45	48	30
居宅介護支援	サービス担当者会議開催やその援助、ケースの引継ぎ、事業者との同行訪問等	83	85	63
事業所関係	ケアマネジャー連絡会議	6	6	5
そ の 他	事業実施等のための関係機関との会議、グループホーム運営推進会議等 外部主催の会議出席、研修参加等	75	82	73
合 計		209	221	171

※『困難ケース』については、支援困難ケースについて担当介護支援専門員、サービス事業者、地区民生児童委員等の関係者と随時会議を実施しました。ケースによっては、その後の経過報告等で複数回開催することがありますが、電話で状況確認や指導助言等を行い、会議開催まで至らない場合も多くあります。

イ ケアマネジャー連絡会議

スムーズな業務実施のため、制度理解や地域の情報等共通理解を図る必要がある場合は、連絡会議の中で周知し、学習会としても実施しています。欠席事業所には、後日議事録と会議資料を届け、全介護支援専門員が共通理解を図れるよう支援しています。必要に応じて介護支援専門員以外の関係機関にも出席をお願いしています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数 (回)	6	6	5
出席延べ人数 (人)	130	137	111

(7) 介護支援専門員の個別相談

これまでどおり隨時実施していくことと、あわせて満足いく相談対応を目指し、地域包括支援センター職員のスキルアップを心がけます。

(8) 任意事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の実情に応じた必要な支援を行います。高齢者が自立した生活を送れるように支援することを目的とし、必要に応じた事業を実施します。

ア 高齢者給食サービス事業

高齢者の生活の安定と健康の保持増進を目的に、定期的に夕食を届け、あわせて安否確認も行います。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数 (人)	28	20	16
提供食数 (食)	3, 582	2, 043	2, 198

※ 週 3~6 回の利用となっていますが、身体状況の改善・悪化や環境の変化等で中断することもあります。

イ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員が訪問し、生活相談、安否確認、緊急時の対応等の支援を行います。令和元年度の緊急時対応件数は 2 件、生活相談件数は 70 件ありました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用世帯数 (世帯)	31	31	31

ウ 家族介護用品支給事業

在宅で重度の要介護者を介護する家族に対して、介護用品の支給券（月 6,250 円）の介護用品支給券を交付し、経済的負担を軽減します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用世帯数（世帯）	18	17	19
延発行枚数（枚）	140	140	172

エ 認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識について普及・啓発するためサポーター養成講座を開催し、認知症者を地域で支えるためのサポート体制を整えます。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数（回）	21	25	21
受講人数（人）	247	513	427

オ 安否確認訪問事業

介護保険等の在宅サービスを利用せず、近隣・身内との交流の少ない高齢者や認知症高齢者等について生活援助員が訪問し、安否確認を通じてコミュニケーションを図り、閉じこもりや孤独死の防止に努めています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数（回）	76	40	36
実人数（人）	11	6	2

※ 留萌市社会福祉協議会に委託。

カ 地域自立生活支援事業（独居高齢者安否確認訪問）

独居高齢者を対象に、看護師等の訪問による安否確認、健康に関する簡易な検査を行い、その情報をもとに、より個人的な生活指導を行うことで、自立した生活の継続を支援します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数（回）	177	338	231
実人数（人）	169	333	231

※ NPO 法人るもいコホートピアに委託。

キ 家族介護支援事業『らくらく介護教室』

家族を介護されている方や、将来介護する予定のある方が、適切な介護知識や技術を身に付けることができるよう支援します。

	平成 29 年度		平成 30 年度	令和元年度
	公民館	コミュニティセンター		
実施回数 (回)	13	2	15	15
実人数 (人)	21	57	57	43
延人数 (人)	132		167	191

※ 平成 29 年度は NPO 法人留萌スポーツ協会、平成 30 年度からは NPO 法人のもいコホートピアに委託。

ク 生活支援体制整備事業 [再掲]

第4節 医療・介護連携の推進

1 これまでの実施状況と課題

医療ニーズや介護ニーズをあわせ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域の医療機関、かかりつけ医などの医療関係職種と介護関係職種との連携の充実が求められています。

本市では、地域の医療と介護の専門職や事業所の担当者で構成される既存の会議体への主体的な参加により、在宅医療と介護連携にかかる地域課題の検討、留萌管内医療介護福祉事業所一覧の作成、医療施設と介護支援専門員の情報共有ツールの検討、多職種連携研修会の開催などを実施しています。また、個別ケースの支援を検討する地域ケア会議において、関係機関の専門職との連携を図っています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるよう、医療関係職種と介護関係職種等が連携を推進することが不可欠であることから、既存の会議の活用により、地域の医療、介護サービス資源を把握するとともに、多職種連携を目的とした研修等を通じて医療と介護のネットワークを構築し、各種関係機関と協働しながら、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

2 今後の取り組みの方向性

- 1) 医療と介護の連携の推進を図ります。
- 2) 会議、研修会を通じ、多職種との連携を強化しネットワークを構築します。

3 第8期の主な取り組み

(1) 在宅医療・介護連携推進事業を推進します

既存の会議体の活用等により、医療と介護連携にかかる地域課題の検討、医療施設と介護支援専門員の情報共有ツールの活用及び検討、多職種連携研修会の開催などにより、医療と介護の連携を推進していきます。

ア 在宅介護・医療連携推進事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるよう、医療関係職種と介護関係職種等の連携を推進することが必要となります。

地域の医療、介護サービス資源を把握し、関係者に対する研修等を通じて医療と介護の

ネットワークを構築し、効率的・効果的で、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

- ① 地域の医療・介護資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(2) 地域ケア会議の充実

地域の医療・介護等の多職種が協働して、個別ケースや日常生活圏域レベルの課題を共有し、高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図るとともに、医療と介護の関係者間ににおける連携・情報共有を図るためのネットワークを強化します。

ア 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生児童委員その他の関係者含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、個別ケースの課題分析等により地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりへの反映などにつなげることで、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援していくことを目的として実施します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数 (回)	1	8	12
延べ参加人数 (人)	4	73	98

第5節 認知症本人とその家族のサポート体制の整備

1 これまでの実施状況と課題

わが国の認知症高齢者の数は、令和7年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると推計されています。

令和元年6月、国は認知症に関する取り組みの一層の推進を図るため、「認知症施策推進大綱」を取りまとめました。この大綱では、認知症の人や家族の視点を重視しながら「予防」と「共生」を車の両輪として施策を推進することが掲げられています。

本市においては、各種介護予防教室、認知症サポーター養成講座により、認知症の進行予防を含めた知識の普及啓発、地域における認知症の人の見守り体制の構築を推進しております。

また、平成30年度からは、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置により、認知症の早期発見・早期治療の支援や、認知症ケアパスの普及啓発、認知症者の個別支援を多職種で検討するための地域ケア会議開催などにより支援を実施してきました。

在宅介護実態調査において、主な介護者が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」が24.2%と最も多かったことから、今後におきましても、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発、認知症に関する相談支援体制の充実、チームオレンジの構築に向けた準備等、認知症施策の一層の推進が必要です。

医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制の構築により、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族を地域全体で受容できる環境づくりに努めます。

2 今後の取り組みの方向性

- 1) 認知症への支援、対応を行う体制の充実を図ります。
- 2) 認知症の正しい知識・理解の普及啓発を継続していきます。
- 3) 認知症の人や家族を地域で支えるためのネットワークの構築を推進します。

3 第8期の主な取り組み

(1) 認知症ケアパス普及・活用

認知症のその進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるのかを示した「認知症ケアパス」を活用することで、安心してサービスを選択できるよう普及啓発を継続して実施します。

(2) 認知症の早期発見・早期診断

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を継続します。

(3) 認知症高齢者やその家族等をサポートする仕組みの充実

また、認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護・保健・福祉のネットワークの充実を図り、認知症の人や家族への支援がスムーズに行える体制づくりを推進していきます。

認知症サポーター等が支援チームとなり、認知症の人やその家族への支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の構築に向けた準備を進めます。

ア 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成30年4月から配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施します。

【認知症初期集中支援チーム員会議開催回数の年次推移】

	平成30年度	令和元年度
会議開催回数（回）	6	5

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。認知症初期集中支援チームとの連携や、医療や介護の関係機関との連携体制の構築、認知症ケアパスの普及・啓発や認知症の人やその家族等からの相談支援などを実施します。

(4) 認知症サポーター養成講座の開催

地域や職域において、認知症の人とその家族を支える、認知症サポーターの養成を継続して実施します。

ア 任意事業

(ア) 認知症サポーター養成講座（再掲）

第6節 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

1 これまでの実施状況と課題

高齢者が他者から人権や財産を侵されることなく、支援や介護を要する状態になっても、ひとりの人間として誇りを持ち、自己決定により、自分らしく安心した生活ができるることは大切なことです。

本市では、成年後見制度の利用に係る支援を推進し、虐待が疑われる場合には、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき、地域包括支援センターや介護保険事業所、医療機関等の関係者と連携し、実態把握等を通じて、虐待を受けた高齢者やその養護者等の支援を行っており、困難事例への対応、消費者被害の防止などの権利擁護事業を進めてきました。

また、地域における関係者で構成する高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、市民後見人が活動する権利擁護支援センターの設置により、連携して市民相談へ対応しています。

高齢化の進行による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の財産をめぐるトラブルや高齢者虐待、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に係る問題が全国的に深刻化しています。

今後もさらなる高齢化の進行により、一人暮らしや認知症等のために権利擁護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関が連携してこれらの権利擁護対策を進めていく必要があります。

2 今後の取り組みの方向性

- 1) 権利擁護支援センターの充実に努めます。
- 2) 成年後見制度・権利擁護事業の周知及び利用促進を継続します。
- 3) 高齢者に対する虐待の防止やその早期発見への対応を強化します。

3 第8期の主な取り組み

(1) 成年後見制度・権利擁護事業の普及・啓発の推進

成年後見制度・権利擁護事業の普及・啓発を行うとともに、利用の促進の取り組みを継続します。成年後見制度の利用申し立てを行う親族がいない重度の認知症高齢者等を対象として、市長による申立て支援を必要に応じて行います。成年後見制度の利用促進を図るために、権利擁護支援センターの充実に努めます。

ア 権利擁護業務

住み慣れた地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。高齢者虐待等の困難事例を把握した場合には、速やかに状況を確認し、各関係機関と連携を取りながら適切な対応をしていきます。また、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ります。

【権利擁護関連相談対応件数（実人数集計）】

（単位：件）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知・精神関連	49	54	21
高齢者虐待	7	6	6
成年後見制度	17	18	7
消費者被害	2	2	0
その他（困難事例等）	5	3	2
計	80	83	36

※ 総合相談支援業務「相談対応件数」より抜粋

（2）高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心として、各関係機関で構成された虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、通報の際には対応を迅速に行える体制の拡充を図ります。施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。

第7節 介護保険施設等の整備や住まいの充実

1 これまでの実施状況と課題

地域包括ケアシステム構築には、生活に必要な住まいが整備され、かつ本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが大切な基盤となります。

高齢者・介護保険アンケート調査の結果では、「現在の住まいに住み続けたい」と回答している人が約78%を占めており、住み慣れた自宅で安心して生活することができるような支援が求められています。また、バリアフリー構造を備えたサービス付き高齢者向け住宅や、低所得の高齢者を対象とした住まいなど、多様なニーズや個々の身体状況に対応した高齢者の住まいが市内においても民間事業所により整備されて来ており、高齢者が多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいが選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの住まいに関する様々な情報提供を行っていきます。

平成30年度から令和2年度の第7期計画期間中に、市においては2事業所目となる「通所介護サービス、訪問介護サービス、短期入所サービス」を組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護サービス事業所が平成30年度に整備されたほか、認知症高齢者に対応する、認知症対応型通所介護事業所についても令和元年度に整備が図られました。

小規模多機能型居宅介護サービスにつきましては、利用者にとって通い慣れた事業所に宿泊するシステムは、利用者とスタッフが継続した関わりによる安心感があり、介護をしている家族の介護負担軽減に資するサービスであることから、需要が高まっています。

なお、介護保険施設においては、平成26年度4月より地域密着型特別養護老人ホーム20床が開設され、広域型特別養護老人ホームも平成30年度4月より10床増床され、介護度が重度化した場合の住まいの確保が図られています。

2 今後の取り組みの方向性

- 1) 自宅での生活を継続できるよう適切な介護サービス提供に向け、介護保険サービスの充実を図ります。
- 2) 施設整備の必要性については、入所申込者の状況等の把握により検討を行っていきます。
- 3) 家族介護者の負担軽減につながるサービスを充実します。
- 4) 要介護・要支援認定を受けている人に対し、住宅改修を行うことで住み慣れた自宅で安心して生活ができるように支援を行います。

3 第8期の主な取り組み

(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護サービスの整備

これまで、第5期・第6期・第7期の9年間において、高齢者の多様なニーズや個々の身体状況に対応した施設等の整備が図られてきましたが、地域包括ケアシステム構築には、生活に必要な住まいが整備され、かつ本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが大切な基盤となることから、第8期計画では、「地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）」の整備を進めていきます。

地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）は、食事、洗濯、清掃等の生活支援、排せつや入浴介助等の身体介護、機能訓練、レクリエーション、サークル活動など、24時間の介護サービスが受けることができます。

高齢者の希望に合わせて複数の選択が可能となり、緊急時にも安心できる高齢者施設の整備を進めています。

第8節 福祉・介護人材の確保と育成

1 これまでの実施状況と課題

高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に最も重要な基盤である介護人材の確保は大きな課題となっています。

また、介護サービスを安定的に提供できるよう、介護人材の育成や人材確保に向けた取り組みのほか、介護現場の負担軽減に関する取り組みの必要性が全国的に高まっています。

現在、国においては、介護保険制度改革の三本柱の一つとして「介護現場の革新」を掲げ、「新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策」「高齢者の地域や介護現場での活躍促進」「介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ＩＣＴの活用の推進」等を推し進めています。本市においても、少子高齢化が進行し介護人材は充足されているとはいえない状況であることから、介護業務の体験や仕事紹介、地域の雇用ニーズの周知など、介護職が職業としての選択肢となり得るよう、新規の人材確保のための取り組みが求められています。

また、介護未経験の者に対し、介護業務の実態や職場環境等に触れることによる入職の契機づくりや、入職後のギャップによる早期離職防止のため、介護事業者による職場体験の実施協力など介護事業所との連携による取り組みが必要となります。

生活支援体制整備事業においては、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の日常生活の負担を少しでも軽くし、自宅で安心して暮らせるよう高齢者と地域の人の参加による地域の支え合い活動の仕組みづくりを推進します。

2 今後の取り組みの方向性

- 1) 介護分野の文書に係る負担軽減のため、国の方針に基づく簡素化・標準化等を進めます。
- 2) 介護職についての理解を深め、興味を促す取り組みの充実を図ります。
- 3) 生活支援体制整備事業との連携により、地域の人材発掘を推進します。
- 4) 介護職の人材確保の必要性について地域における周知、啓発を図ります。

3 第8期の主な取り組み

介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場の人手不足対策を進めるため、地域医療介護総合確保基金による入門的研修等のほか地域の支え合い助け合い事業などの活用等により人材の裾野を広げるような取り組みが必要です。介護業務全般にかかる業務効率の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、簡素化・標準化等についての国の方針を注視しながら進めます。

第7章 介護保険制度運営の適正化

第1節 介護給付適正化事業の推進

1 介護給付の適正化の推進

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法の一部改正があり、介護給付等に要する費用に関して、取り組むべき施策に関する事項やその目標を定めることになりました。

要介護認定者が、必要なサービスを受けられる環境を維持しつつ、持続的な介護保険運営の実施のため、サービスの適正利用の促進等に取り組み、介護給付の適正化を推進します。

介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るため、北海道と保険者が一体となって適正化について実施するもの。主要5事業のうち要介護認定の適正化、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費の通知について取り組んできました。

第2節 介護給付適正化事業

1 介護給付適正化事業

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定の新規及び変更申請について、直営の訪問調査員により実施、更新申請については、一部事業所へ依頼します。調査内容についての事後点検を実施することにより、適正かつ公正な要介護認定の確保を図ります。

目標値の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全件点検	100%	100%	100%

(2) ケアプランの点検

介護支援専門員の作成したケアプラン(居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画)の内容について分析し、市職員等の第三者が点検、支援をすることにより、受給者が真に必要なサービスの確保、その状態に適合していないサービス提供の改善をしていきます。

目標値の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
毎年実施	100%	100%	100%

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修の実施について、事前申請により工事内容等を点検し、施工後の訪問、完成写真の確認により不適切な住宅改修を排除します。福祉用具購入・貸与の調査について、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性、利用状況を確認し、不適切な福祉用具の購入・貸与を排除します。

目標値の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全件確認	100%	100%	100%

(4) 医療情報との突合・総覧点検

国民健康保険連合会へ委託し、受給者の健康保険（国民健康保険、後期高齢者医療）の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数、提供されたサービスの整合性を毎月点検し、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。受給者の複数月のたまたがる介護報酬の支払状況を確認、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検により早期に過誤を発見し適切な処置をしていきます。

(5) 介護給付費の通知

受給者に対して、事業所からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者及び事業者に対し適切なサービス利用と提供を普及啓発するとともに、受給者が自ら受けているサービス内容について改めて確認し、適正な請求に向けた抑制を図ります。（年3回実施）

第8章 介護保険事業の推進

第1節 介護保険事業の見込み

1 利用者数の推計

(1) 施設・居住系サービス利用者数の推計

平成30～令和元年度の施設・居住系サービスの利用実績を基に、各サービス別の利用者数の伸びとを加味して推計しました。

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス	156	168	180	204	216
特定施設入居者生活介護	156	168	180	204	216
(2) 地域密着型サービス	1,572	1,596	1,608	1,680	1,764
認知症対応型共同生活介護	1,224	1,248	1,260	1,296	1,368
地域密着型特定施設入居者生活介護	132	132	132	144	156
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	216	216	216	240	240
(3) 介護保険施設サービス	2,388	2,388	2,388	2,556	2,712
介護老人福祉施設	1,548	1,548	1,548	1,680	1,824
介護老人保健施設	792	792	792	876	888
介護療養型医療施設	48	48	48		
合 計	4,116	4,152	4,176	4,440	4,692

第2節 サービス供給量の推計

1 各サービスの実績と見込み

(1) 居宅サービス

ア 訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。

【年間利用実績及び推計】

（単位：人）

	実績		見込み	推計				
	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問介護	4,810	4,572	4,188	4,308	4,380	4,476	4,512	4,572

イ 訪問入浴介護

看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

【年間利用実績及び推計】

（単位：人）

	実績		見込み	推計				
	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	184	134	108	108	108	108	108	132

ウ 訪問看護

看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防訪問看護	94	83	48	48	48	48	48	48
訪問看護	695	811	948	972	996	1,008	1,020	1,032

エ 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防訪問リハビリテーション	7	15	60	60	60	60	60	60
訪問リハビリテーション	287	369	324	324	324	348	348	360

才 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師、栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。利用者の健康状態を把握することができ、介護の仕方の指導を受けることもできるので、家族にとっても役に立つサービスです。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防居宅療養 管理指導	26	58	180	180	180	192	192	168
居宅療養管理指導	1,582	1,646	1,656	1,716	1,740	1,788	1,800	1,848

力 通所介護（デイサービス）

通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通う利用者に、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあります。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績（人）		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
通所介護	2,190	2,112	2,016	2,088	2,088	2,148	2,160	2,208

キ 通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けます。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防通所リハビリテーション	463	480	360	360	360	372	372	336
通所リハビリテーション	1,423	1,341	1,176	1,200	1,212	1,248	1,248	1,284

ク 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防短期入所生活介護	5	2	2	2	2	2	2	3
短期入所生活介護	357	366	108	108	108	108	108	120

ヶ 短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設などが、常に療養が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護	75	23	12	12	12	12	12	12

コ 福祉用具貸与

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防福祉用具貸与	585	584	888	900	900	912	924	816
福祉用具貸与	4,051	4,198	3,972	4,092	4,164	4,284	4,284	4,392

サ 特定福祉用具購入費

福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。利用者がいったん全額を支払った後、個人負担分以外の費用が介護保険から払い戻されます（限度額は1年に10万円まで）。

【年間利用実績及び推計】

（単位：人）

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防特定福祉用具購入費	13	10		15	12	12	12	13
特定福祉用具購入費	59	60		96	96	96	96	108

シ 住宅改修費

自宅で介護を受けるために必要な住居の改修については、定められた6種類の工事について介護保険が適用されます。1つの家屋につき20万円までは費用の個人負担分のみで改修を行うことができます。

【年間利用実績及び推計】

（単位：人）

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防住宅改修費	41	25		35	24	24	24	24
住宅改修費	71	60		70	60	60	60	60

ス 介護予防支援・居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防支援	1,012	1,014		1,044	1,056	1,068	1,092	1,092
居宅介護支援	7,198	7,145		6,960	7,164	7,260	7,428	7,500

セ 特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

※市内に 1ヶ所、18 定員。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防特定施設入居者生活介護	26	36		48	48	48	48	48
特定施設入居者生活介護	460	469		480	504	516	528	552

(2) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時対応を行うことで、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活 24 時間支えるサービスを提供します。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計					
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
定期巡回随時対応型訪問介護看護	40	34	36	36	36	36	36	36	36

イ 認知症対応型通所介護

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンター や グループホームなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計					
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	154	146	180	180	192	192	192	192	192

ウ 小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

※市内に2ヶ所、49定員。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計					
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	9	19		36	36	36	36	36	36
小規模多機能型居宅介護	98	283		564	576	576	588	600	600

エ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者が、グループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けます。

グループホームでは、1つの共同生活住居に少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送ります。

※市内に8ヶ所、114定員。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計					
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0		0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	1,225	1,207		1,200	1,224	1,248	1,260	1,296	1,368

才 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員 30 人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。介護認定者のみが利用できるサービスです。

※市内に 1ヶ所、 12 定員。令和4年度より市内に 1ヶ所、 25 定員の整備予定。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	143	130	132	132	288	432	432	432

力 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員 30 人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。介護認定者のみが利用できるサービスです。

※市内に 1ヶ所、 20 定員

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	236	218	216	216	216	216	216	240

キ 地域密着型通所介護（デイサービス）

利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあります。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型通所介護	1,251	1,457	1,464	1,512	1,512	1,548	1,572	1,572

(3) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

※市内に 1ヶ所、60 定員

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護老人福祉施設	1,111	1,317	1,548	1,548	1,548	1,548	1,680	1,824

イ 介護老人保健施設

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。

※市内に 2ヶ所、129 定員。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護老人保健施設	1,078	965	792	792	792	792	876	888

ウ 介護医療院（介護療養型医療施設を含む）

日常的な医学管理が必要な重介護者や、看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として平成30年4月より介護医療院が創設されました。介護療養型医療施設の転換について、令和5年度まで延長されたことから、令和7年度より利用者数を見込んでいます。

※市内に施設なし。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	48 60

エ 介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護などを提供します。平成29年度法改正に伴い、現行の介護療養病床の経過措置期間について、6年間延長し、利用者数はほぼ同程度であると見込んでいます。

※市内に施設なし。

【年間利用実績及び推計】

(単位：人)

	実績		見込み	推計				
	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護療養型医療施設	132	40	48	48	48	48		

2 サービス見込み量・給付費の推計

【サービスの見込み量（予防給付分）】（給付費は年間合計額、人数・回数は月平均）

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(1) 居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	794	794	794	794	794
	回数（回）	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6
	人数（人）	4	4	4	4	4
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233
	回数（回）	34.5	34.5	34.5	34.5	34.5
	人数（人）	5	5	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	3,410	3,410	3,621	3,621	3,198
	人数（人）	15	15	16	16	14
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	12,673	12,673	13,154	13,154	11,710
	人数（人）	30	30	31	31	28
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	3,466	3,466	3,513	3,561	3,144
	人数（人）	75	75	76	77	68
介護予防特定福祉用具購入費	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修費	給付費（千円）	7,230	7,230	7,230	7,230	7,230
	人数（人）	6	6	6	6	6
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	3,461	3,461	3,461	3,461	3,461
	人数（人）	4	4	4	4	4
(2) 地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	2,494	2,494	2,494	2,494	2,494
	人数（人）	3	3	3	3	3
介護予防支援	給付費（千円）	4,817	4,871	4,981	4,981	4,433
	人数（人）	88	89	91	91	81
介護予防サービス総給付費（小計）		39,578	39,632	40,481	40,529	37,697

【サービスの見込み量（介護給付分】（給付費は年間合計額、人数・回数は月平均）

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費（千円）	284,365	292,145	299,671	297,396	309,229
	回数（回）	8,596.7	8,825.1	9,045.1	9,002.0	9,341.5
	人数（人）	359	365	373	376	381
訪問入浴介護	給付費（千円）	5,487	5,487	6,695	5,487	6,695
	回数（回）	37.7	37.7	46.0	37.7	46.0
	人数（人）	9	9	11	9	11
訪問看護	給付費（千円）	38,175	39,857	40,337	40,630	41,651
	回数（回）	467.4	486.9	493.0	496.7	508.7
	人数（人）	81	83	84	85	86
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	7,564	7,564	8,143	8,171	8,343
	回数（回）	211.7	211.7	227.9	228.8	233.4
	人数（人）	27	27	29	29	30
居宅療養管理指導	給付費（千円）	14,380	14,569	14,979	15,075	15,393
	人数（人）	143	145	149	150	154
通所介護	給付費（千円）	102,917	102,917	105,968	106,504	109,785
	回数（回）	1,299.8	1,299.8	1,335.6	1,345.7	1,377.5
	人数（人）	174	174	179	180	184
通所リハビリテーション	給付費（千円）	33,560	33,968	35,257	34,845	36,591
	回数（回）	420.7	425.1	438.5	437.0	451.4
	人数（人）	100	101	104	104	107
短期入所生活介護	給付費（千円）	13,291	13,291	13,291	13,291	14,547
	日数（日）	156.8	156.8	156.8	156.8	169.8
	人数（人）	9	9	9	9	10
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	353	353	353	353	353
	日数（日）	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
	人数（人）	1	1	1	1	1
福祉用具貸与	給付費（千円）	45,170	46,343	47,855	47,390	49,913
	人数（人）	341	347	357	357	366
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	1,903	1,903	1,903	2,144	1,903
	人数（人）	8	8	8	9	8
住宅改修費	給付費（千円）	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658
	人数（人）	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	93,349	95,572	97,745	102,114	104,752
	人数（人）	42	43	44	46	47

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	6,584	6,584	6,584	6,584	6,584
	人数（人）	3	3	3	3	3
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	30,377	32,925	32,925	32,925	32,925
	回数（回）	291.8	315.6	315.6	315.6	315.6
	人数（人）	15	16	16	16	16
小規模多機能型居住介護	給付費（千円）	85,245	85,245	89,353	88,173	92,200
	人数（人）	48	48	49	50	50
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	309,730	316,124	319,123	328,252	347,024
	人数（人）	102	104	105	108	114
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	21,118	42,236	63,354	65,273	67,193
	人数（人）	11	22	33	34	35
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	52,889	52,889	52,889	58,908	58,908
	人数（人）	18	18	18	20	20
地域密着型通所介護	給付費（千円）	59,673	59,673	61,183	62,047	63,316
	回数（回）	775.1	775.1	794.2	806.2	814.3
	人数（人）	126	126	129	131	131
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費（千円）	370,247	370,247	370,247	402,210	437,852
	人数（人）	129	129	129	140	152
介護老人保健施設	給付費（千円）	202,014	202,014	202,014	223,338	227,358
	人数（人）	66	66	66	73	74
介護医療院	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	4	5
介護療養型医療施設	給付費（千円）	18,771	18,771	18,771		
	人数（人）	4	4	4		
居宅介護支援	給付費（千円）	99,090	100,532	102,900	103,687	105,644
	人数（人）	597	605	619	625	634
介護サービス総給付費（小計）		1,897,910	1,942,867	1,993,198	2,046,455	2,139,817

総 給 付 費	1,937,488	1,982,499	2,033,679	2,086,984	2,177,514
---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

第9章 介護保険事業の運営

第1節 第1号被保険者保険料について

1 標準給付費見込み額

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付額を計算します。

平成30年度からの制度改正による利用者負担の見直しによる影響を加味し、総給付費はサービス別に推計された費用を補正しました。

また、総給付費以外の項目は過去の実績からの伸びを基に推計しています。

【標準給付費見込み額の算定】

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合 計	令和 7年度	令和 22年度
総給付費*	1,889,161	1,945,123	2,000,906	5,835,190	2,027,264	2,112,412
特定入所者介護サービス 費等給付額	81,501	83,913	86,321	251,735	87,460	91,133
高額サービス費等給付額	47,050	48,443	49,833	145,326	50,491	52,612
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	9,221	9,494	9,766	28,481	9,895	10,311
算定対象審査支払手数料	1,842	1,897	1,951	5,690	1,977	2,060
標準給付額見込み	2,028,775	2,088,870	2,148,777	6,266,422	2,177,087	2,268,528

総給付費：利用者負担の見直し及び補足給付の見直しを考慮した費用

2 地域支援事業費

平成 29 年度より開始になった介護予防・日常生活支援総合事業及び平成 30 年度より開始された社会保障充実分事業を包括的支援事業・任意事業費に係る費用について加味して推計しています。

【地域支援事業費】

(単位 : 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合計	令和 7 年度	令和 22 年度
地域支援事業 (A+B)	92,389	93,036	93,687	279,112	95,003	98,993
ア. 介護予防・日常生活支援総合事業 (A)	58,627	59,038	59,451	177,116	60,286	62,818
イ. 包括的支援事業・任意事業 (B)	33,762	33,998	34,236	101,996	34,717	36,175

3 保険料収納必要額の推計

介護保険事業に必要な事業費を基に、第 1 号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下の通りです。

【保険料収納必要額の算定】

(単位 : 千円)

	項目	令和 3 ~ 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
事業費	標準給付見込額	① 6,266,422	2,177,087	2,268,528
	地域支援事業費	② 279,112	95,003	98,993
	事業費合計 (①+②)	③ 6,545,534	2,272,090	2,367,521
保険料収納必要額	第 1 号被保険者負担割合	④ 23%	25%	27%
	第 1 号被保険者負担相当額 (③ × ④)	⑤ 1,505,472	568,022	639,230
	調整交付金相当額	⑥ 322,008	113,605	118,376
	調整交付金見込交付割合 (3 カ年の平均)	⑦ 7.64%	8.11%	8.76%
	調整交付金見込額 {(①+②)のうち総合事業分} × (⑦)}	⑧ 492,286	181,450	204,225
	財政安定化基金拠出見込額	⑨ 0	0	0
	準備基金の取崩額	⑩ 0	17,000	17,000
	財政安定化基金取崩による交付額	⑪ 0	0	0
	保険料収納必要額 (⑤+⑥-⑧+⑨-⑩-⑪)		1,335,194	483,177

4 所得段階別被保険者数の推計

第1号被保険者の保険料段階は第7期計画と同様に9段階となります。各段階における将来の加入者数を推計した結果は以下の通りとなります。

【第1号被保険者の所得段階別被保険者数の推計値】

	所得段階別加入者数(人)					基準額に対する割合
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
第1段階	1,864	1,846	1,827	1,791	1,424	0.50
第2段階	847	839	831	814	647	0.75
第3段階	763	756	748	733	584	0.75
第4段階	787	779	771	755	601	0.90
第5段階	756	749	741	727	578	1.00
第6段階	1,185	1,173	1,161	1,137	904	1.20
第7段階	832	824	816	799	635	1.30
第8段階	358	354	350	345	274	1.50
第9段階	252	250	248	242	192	1.70
合 計	7,603	7,570	7,493	7,343	5,839	
補正後被保険者数*	7,072	7,004	6,933	6,794	5,401	

* 補正後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

5 保険料基準額の算定

保険料収納必要額と予定保険料収納率及び補正後被保険者数から、保険料の基準額を求めます。その結果、第8期の保険料基準額は5,404円となり、第7期の保険料基準額5,300円から1.96%の上昇となります。

【保険料基準額の算定】

項目		令和3～5年度	令和7年度	令和22年度
保険料収納必要額	①	1,335,194千円	483,177千円	536,382千円
予定保険料収納率	②	98.0%	98.0%	98.0%
被保険者数〔所得段階別加入割合補正後〕	③	21,010人	6,854人	5,402人
保険料（年額） ①÷②÷③	④	64,848円	71,934円	101,319円
保険料基準額（月額） ④÷12		5,404円	5,994円	8,443円

* 保険料は端数調整をしています。

6 所得段階別保険料

【所得段階別保険料（令和3年度～令和5年度）】

保険料段階	本人の年金収入額等	課税区分	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者、または本人年金収入額が80万円以下	家族全員非課税	0.30 (0.50)	1,621 (2,702)	19,400 (32,400)
第2段階	本人年金収入額が80万円超、120万円以下	家族全員非課税	0.50 (0.75)	2,702 (4,053)	32,400 (48,600)
第3段階	本人年金収入額が120万円超	家族全員非課税	0.70 (0.75)	3,782 (4,053)	45,300 (48,600)
第4段階	本人年金収入額が80万円以下	本人非課税	0.90	4,863	58,300
第5段階 (基準額)	本人年金収入額が80万円超	本人非課税	1.00	5,404	64,800
第6段階	基準所得金額が120万円未満	本人課税	1.20	6,484	77,800
第7段階	基準所得金額が120万円以上、210万円未満	本人課税	1.30	7,025	84,300
第8段階	基準所得金額が210万円以上、320万円未満	本人課税	1.50	8,106	97,200
第9段階	基準所得金額が320万円以上	本人課税	1.70	9,186	110,200

※ 低所得者負担の軽減という観点から、保険料に別枠で公費負担を投入する制度が設けられており、第1段階から第3段階までの被保険者については、保険料が軽減されます。なお、第1段階の基準額に対する割合を0.30、第2段階を0.50、第3段階を0.70とする予定です。

※（ ）内は軽減前の数値です。

第10章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進方策

1 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築

本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、高齢者を含めた幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

2 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していくうえで、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。

地域で高齢者を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

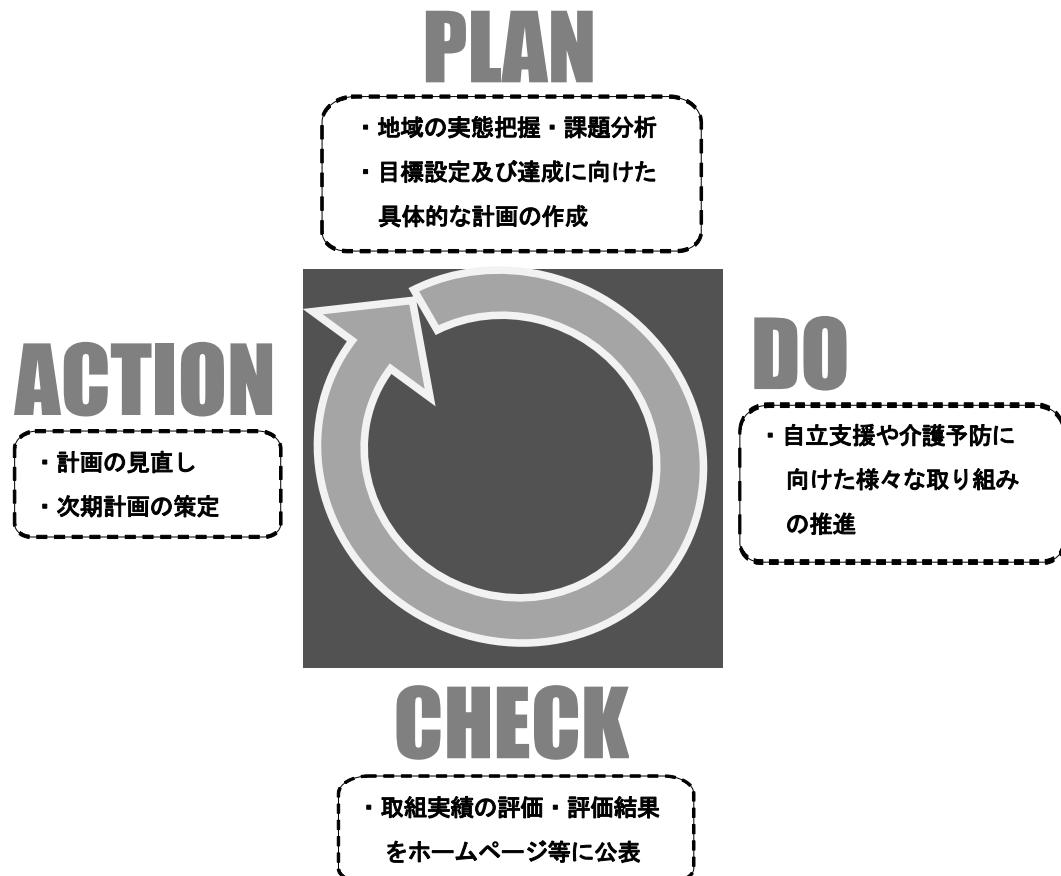
また、介護予防事業などを活用するとともに、これらによって養成された人々の自主組織化の促進や活動の場の確保につながる施策の展開を図っていきます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。

なお、計画に基づく各事業の実施における達成状況については、実績評価を行い、新たな取り組みにつなげていくために、事業を見直すとともに改善し、P D C A サイクルの適切な運用を図ります。



2 指標の設定について

第8期計画においては、個々の施策・事業に活動目標を設定していますが、そうした取り組みを通じて実現する、第8期計画全体の指標を次のとおり設定します。

この指標は、健康づくりや介護予防、給付適正化の取り組みの成果指標といえるものです。

【第8期計画全体に掲げる成果指標】

No	指標	現状値 (令和元年度末)	目標 (令和5年度)
01	前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合	3. 21%	3. 32%以下

このほかに、各活動目標となる指標を次のとおり設定します。

この指標は、第6次留萌市総合計画においても成果指標として設定されています。

【第6次総合計画に掲げる成果指標】

No	指標	現状値 (6次総合計画)	目標 (令和5年度)
01	要介護支援認定者率	17. 7%	16. 1%
02	介護予防事業延参加率	46. 4%	維持～増加
03	認知症サポーター養成講座受講人数（累計）	4,936人	5,464人

第8期計画の進捗の検証材料として、各活動目標とこの成果指標を毎年管理することとします。

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行年月 令和3年3月

編集・発行 留萌市市民健康部介護支援課・地域包括支援センター
〒077-0023 北海道留萌市五十嵐町1丁目1番10号

T E L ／ 0164-49-6070 (介護支援課)

0164-49-6060 (地域包括支援センター)

F A X ／ 0164-49-2822
